

- 財政再生計画の抜本的な見直しを行いました……………2
- 夕張市財政再生計画の変更……………4
- 平成29年度市政執行方針・教育行政執行方針……………6
- 拠点複合施設についての庁内ワークショップの結果……………14
- 臨時福祉給付金（経済対策分）……………15
- 平成29年度夕張市当初予算……………16
- 後期高齢者医療制度のお知らせ……………20
- キラリ!～魅力ある高校づくりへの取り組み～……………21



夢に向かって翔け!

3月18日、ゆうばり小学校第6回卒業証書授与式が行われました。

今年度の卒業生は36名。彼らは、市内に6校あった小学校がゆうばり小学校1校に統合された年の新入生です。彼らを取り巻く環境は厳しいものであったと思いますが、時に涙し、時には笑顔で、多くの経験を経て立派に成長し、卒業式を迎えました。

式場のスクリーンには、彼ら一人ひとりの将来の夢が映し出され、それぞれの夢を実現するべく、大きく翔いていきました。

財政再生計画の抜本的な見直しを行いました！

夕張市は、平成19年3月、財政再建団体（平成22年3月からは財政再生団体）へ移行し、これまで市民の皆さんをはじめ多くの関係者の協力により財政の再建をとり進めてきました。

平成27年度、この間の10年を検証する第三者委員会『夕張市の再生方策に関する検討委員会』を設置し、平成28年3月、『再生のための提言』が記載された報告書を提出いただきました。

この提言を受け、夕張市は財政再建と地域再生の調和に向けた新たな段階に移行するため、平成22年3月に作成した計画を抜本的に見直し、新たな財政再生計画を策定しました。

このことにより、10年間止まっていた『地域再生』という時計の針を動かし、市民の皆さんと共に力強く『RESTART(再出発)』することが可能となりました。

この間、耐えに耐え、耐え忍んできた市民、議会、職員。物心両面にわたって夕張を継続的にご支援いただきました全国の皆様に心からお礼を申し上げます。

新しい計画においても、再生計画の期間（平成41年度まで）と再生振替特例債の償還額・償還期間（平成38年度まで）に変更はありません。



3月7日、高市総務大臣から鈴木市長に『新しい計画に同意します。』とした通知書が手渡されました。

以下、新たな財政再生計画の概要を

第三者委員会からの再生のための提言

平成28年3月4日に市長に提出されたもの

- ①住民サービス・住民負担について
 - 住民が実感できる子育て支援のサービス充実や施設整備を。
 - 負担と効果を見極め超過税率の解消を。
- ②公共施設等の整備について
 - 文化・芸術・子育て等の拠点となる複合施設や、診療所建設などの公共施設整備を計画的に推進すべき。
- ③地方創生にかかる政策展開について
 - 新エネルギー政策の展開、定住・移住促進政策、住宅環境の改善等が必要。
- ④行政執行体制について
 - 財政再生計画の終了後を見据え、派遣職員に頼ることの無い体制づくりと、人材確保のため職員（一般職、特別職）の処遇改善を。
- ⑤財政再生計画の運用について
 - 財政再生計画の運用面での改善が必要。

このように計画を見直しました！

「①住民サービス・住民負担について」の提言を受けて(その1)

市税を標準税率に戻します

歳入の確保のため平成19年度より標準税率を超えた税額を課してきたものを、平成29年度より以下のとおり改めました。

- ①個人市民税 所得割 100分の6.5 → 100分の6（標準税率）
均等割 3,500円 → 3,000円（標準税率）
- ②軽自動車税 平成29年度より24ページの表のとおりに税額を改めます。

「①住民サービス・住民負担について」の提言を受けて(その2)

新しい子育て支援サービスを始めます

市民から要望の強かった子育て支援のサービスについて、以下の事業を計画に搭載しました。

- ① 妊婦健診や出産のための交通費の助成
 - ② 2子目以降の保育料の無料化(これまでは2子目半額、3子目以降無料)
 - ③ 子どもの医療費無料化を中学生まで拡大(これまでは就学前児童)
 - ④ 普段保育園を利用していない子どものための一時預かり事業
 - ⑤ 放課後に子どもが集まれる居場所づくり
 - ⑥ 認定子ども園の建設(老朽化した保育園1園と幼稚園の統合:平成32年度開設予定)
- ※各事業は平成28年度から実施しているものも含まれています。(以下同様)

「②公共施設等の整備について」の提言を受けて

新しい公共施設の整備を進めます

コンパクトシティを進めるため、計画的な公共施設の整備を計画に搭載しました。

- ① 子育てや文化振興等の用途のほか、バス等の交通結節機能を併せ持つ複合施設の建設(平成31年度供用開始予定)
- ② 老朽化した市立診療所の建て替え(平成34年度供用開始予定)
- ③ 市営住宅の再編事業を継続して推進

「③地方創生にかかる政策展開について」の提言を受けて

市の将来の夢をつなげます

住んで良かったと思えるまちづくりのため、以下の事業を計画に搭載しました。

- ① 炭層メタンガス(CBM)の資源量調査を実施し、新エネルギーの活用研究へ
- ② 市内への移住・定住を進めるため、『高品質・低家賃の民間賃貸住宅』の建設促進と、『住宅取得や住宅リフォーム』のための助成を実施
- ③ 新規創業者や、就業のために資格取得を行う者に対する助成を実施

そのほか、平成27年度に多くの市民の皆さんと創り上げた『地方版総合戦略』のアクションプランを基に平成38年度までに113億円の事業を計画に盛り込みました。

このうち、平成29年度に実施する主な事業と、その事業費を18・19ページに記載しています。

「④行政執行体制について」の提言を受けて

この10年間、大幅な給与カットと職員数の削減等により職員の中途退職が相次いだことから、人材確保と体制の整備のため職員給与等を以下のとおり見直します。

- 特別職:【見直し前:約70%の削減】→【見直し後:50%の削減】
 - 一般職:【見直し前:平均15%の削減】→【見直し後:一律9%の削減】
- ※特別職は市長給与の削減を示しています。現在の市長の任期中は特別職の見直しは行いません。

財政再生計画の抜本的な見直しに係る詳しい内容は市のホームページをご覧ください。

問合せ先

市財務課財政係 ☎52-3122
ybrzai@city.yubari.lg.jp

夕張市財政再生計画の変更

(平成28年度第6次と平成28年度補正予算)

総務大臣あてに協議を行った「夕張市財政再生計画の変更(平成28年度第6次)」について、総務大臣から同意が得られました。今回の計画変更による財政再生計画期間の変更はありません。同意が得られた変更の主な内容を次のとおりお知らせします。

平成28年度第6次の計画変更

平成28年度の計画変更

【一般会計】

◆歳入

市営住宅再編事業、心電図検査事業(小・中学校)、林業専用道整備、農業排水河川水位管理業務に対して見込まれる国道支出金の増

変更額 36、422千円

地方債借入や特定財産売却収入などにより、財源振替が見込まれることによる幸福の黄色いハンカチ基金繰入金や財政調整基金繰入金の減

変更額 ▲225、219千円

上水道第8期拡張事業の国庫補助金交付額が確定したことによる一般会計出資債の減

変更額 ▲40、100千円

平成29年度実施予定の市営住宅再編事業の一部を前倒して実施することによる公営住宅建設事

業債の増

変更額 15、800千円

過疎対策事業債(ソフト事業分)の発行が可能となったことによる民間賃貸住宅建設費補助や、旧し尿処理場各処理槽清掃の充当財源として発行する同地方債の増

変更額 78、700千円

観光施設売却の売却金額が決定したことによる特定財産売却収入の増

変更額 220、000千円

不用品の売却金額が確定したことによる不用品売却収入の増

変更額 5、705千円

幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てるための指定寄付金収入の増

変更額 310、560千円

子ども文化振興基金に積み立てるための指定寄付金収入の増

変更額 1、377千円

◆歳出

条例の一部改正による調整額の加算や、年度内の普通退職者が発生したことによる退職手当に要する経費の増

変更額 21、556千円

企業折衝や国との協議に要する旅費の増

変更額 641千円

不用品の売却に要した経費の増

変更額 1、940千円

夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金を、幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てる経費の増

変更額 310、560千円

新規地方債の発行に伴う後年度の公債費について、市の実質負担分を財政再生計画調整基金に積み立てる経費の増

変更額 24、509千円

夕張市子ども文化振興基金条例に基づく寄附金を、子ども文化振興基金に積立てる経費の増

変更額 1、377千円

寄付者に対する礼状や特産品の送付に係る経費の増

変更額 19、022千円

特定団体及び特定事業への指定寄付があったことから、寄付の指定に基づき助成を行う経費の増

変更額 2、498千円

観光施設等特定財産の売却に要した経費の増

変更額 7、128千円

平成29年度実施予定の市営住宅再編事業の一部を前倒して実施する経費の増

変更額 47、520千円

心電図検査事業(小・中学校)について、国庫補助金の交付内示があったことに伴う一般財源から国庫補助金への財源振替

変更額 0千円(財源振替のみ)

中学校設置の除雪機が故障したことによる修繕に要する経費の増

変更額 119千円

【診療所事業会計】

◆歳入

市立診療所施設の災害復旧事業に対して見込まれる国道支出金の増

変更額 10、657千円

市立診療所施設の災害復旧事業について、国道支出金や地方債の対象外として一般財源へ振替があったことによる一般会計繰入金

変更額 2、695千円

市立診療所施設の災害復旧事業について、入札による経費の減や、交付の内示があったことに伴う災害復旧事業債の増

変更額 ▲15、200千円

民間賃貸住宅建設費補助について、過疎対策事業債(ソフト事業分)の発行が可能となったため、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から同地方債への財源振替

変更額 0千円(財源振替のみ)

国庫補助金の増額により一般財源が減少したため、国民健康保険事業会計に繰り出す経費の減

変更額 ▲1、188千円

寄贈を受けたスクールバスの修繕に要する経費の増

変更額 247千円

国庫補助金の額の確定に伴い、水道事業会計に繰り出す額が決定したことによる経費の減

変更額 ▲40、100千円

国道支出金や地方債の対象外として一般財源へ振替があったことによる診療所事業会計へ繰り出す経費の増

変更額 2、695千円

旧し尿処理場各処理槽清掃について、過疎対策事業債(ソフト事業分)の発行が可能となったため、一般財源から同地方債への財源振替

変更額 0千円(財源振替のみ)

農業排水河川水位管理業務の作業員単価の増

変更額 10千円

林業専用道整備事業の経費の増

変更額 4、711千円

◆歳出

市立診療所施設の災害復旧事業について、入札による経費の減や、交付内示があったことに伴う地方債から国道支出金、一般財源への財源振替

変更額 ▲1,848千円

◆平成28年度補正予算の内容

◆平成28年度予算の補正を行った会計と補正予算額

平成29年3月に総務大臣の同意が得られた「夕張市財政再生計画の変更」に基づき、一般会計と診療所事業会計の予算の補正を行うとともに、次の3会計の特別会計について予算の補正を行いました。

他の特別会計の主な補正の内容をお知らせします。

【国民健康保険事業会計】

国民健康保険都道府県単位化に伴うシステム改修について、国庫支出金の増額による一般財源から国庫支出金への財源振替

過年度過誤納還付金について、事業費の確定に伴う国道支出金の精算還付金の増

【介護保険事業会計】

介護保険財政安定化基金貸付金の借り入れに伴う一般財源から地方債への財源振替

【水道事業会計】

収益的事業と資本的事業の実行見込額による補正
問合せ先 市財政係
☎52-3122

[単位:千円]

会計名	補正前の予算額	3月の補正予算額	補正後予算額
一般会計	12,623,741	403,245	13,026,986
国民健康保険事業会計	1,839,410	18,732	1,858,142
介護保険事業会計	1,662,753	0	1,662,753
診療所事業会計	127,790	▲1,848	125,942
水道事業会計	3,315,129	▲126,021	3,189,108

※水道事業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額

幸福の黄色いハンカチ思い出ひろばに カフェができました!

市では現在、日吉の「幸福の黄色いハンカチ思い出ひろば」を“真の幸福を考え、感じる場所”とするべく、リニューアルを行っています。

このほど、ひろば内にある旧理容店の建物を活用し、市民のみなさんをはじめ多くのお客様が「幸福」についてゆっくりと語り合えるカフェへ改装しました。

映画祭期間中の3月4日には、リニューアルにあたってデザイン面での意見を提供していただいた東海大学札幌キャンパスの学生3名に協力いただき、コーヒーの無料試飲提供を行い、市内外から約30名様にご来場いただきました。

来場いただいたみなさんからは「夕張に素敵なカフェができて嬉しい」や「また来たい」などご好評の声を多数いただきました。



カフェは4月下旬を目途に本格オープン予定です。みなさんのお越しを心よりお待ちしております。

市まちづくり企画係 ☎52-3141

市政執行方針・教育行政執行方針

平成二十九年第一回定例市議会が三月十四日開催され、市長が平成二十九年年度の市政執行方針、教育長が教育行政執行方針を示しました。その概要をお知らせします。

市政執行方針

3月1日に第二回臨時市議会において、全会一致で議決いただきました新たな財政再生計画について、二昨日、高市早苗総務大臣から同意いただきましたことをご報告させていただきます。

私は、平成28年第一回定例市議会において、『地域の再生なくして、財政の健全化なし』。私は幾度となく訴えてまいりました。財政破綻から10年目となる平成28年度は、本市の将来を左右する重要な年となります。いや、重要な年としなければなりません。挑戦



の度につかつた大きな壁。財政再生計画という大きな壁。その財政再生計画を抜本的に見直す議論を展開するとともに、夕張にとつて真に必要なものは何であるかを皆様とともに考え、練り上げていかなければなりません。財政の再建と地域の再生を両立させ、夕張の再生を一日でも早く成し遂げるため私はその先頭に立ち邁進してまいります。」との場でお約束をさせていただきました。

あれから1年。次の10年に向けて、夕張市が持続可能なまちとして、財政の再建と地域の再生を両立していくため、真に必要な事業を洗い出すとともに、収支の再計

算を行いました。そして、「国、北海道及び夕張市の三者協議」をはじめ、様々なレベルにおける折衝を積み重ね、ようやく10年間止まっていた「地域再生」という時計の針を動かし、RESTARTを切るこ

とができる状況まで辿り着きました。

ここまで辿り着くことができましたのも、市民一人ひとり、職員一人ひとり、そして、夕張に心を寄せてくださった全国の皆様のおかげであり、全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

財政の再建と地域の再生の両立。私はこれからもこの「挑戦」の先頭に立ち、全力で取り組みを進めていきます。市議会及び市民の皆様のご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次の10年に向けて

先に申し上げましたとおり、抜本的な見直しを行い、実質的に財政再生団体から脱却する新たな財政再生計画について、高市総務大臣に同意をいただきました。

昨年、財政破綻から10年目の節目をむかえ、3月4日には「夕張市の再生方策に関する検討委員会」から報告書の提出を受け、その後、財政再建だけでなく、地域の再生の両立を図るため、真に必要な

な事業の洗い出し作業とともに、財政再生計画の再計算を半年かけて行い、10月27日、28日の2日間「国、北海道及び夕張市の三者協議」を開催しました。

その結果、地域再生のため真に必要な事業について、計画に盛り込む方向で三者の認識を共有し、国及び北海道はその事業実施のため最大限の支援を検討することを確認したところです。



その後、夕張市において、地域再生のため多くの事業を新たに計画に盛り込むにあたり、計画期間を延ばさず、かつ新たな市民負担を強いることのないよう、最大限の努力(例えば、企業版を含むふるさと納税の活用、職員採用など)を

政執行体制の一部見直し、各種基金や観光施設売却益の活用などを積み重ねてきました。国及び北

海道においても、最大限の支援をご検討いただきました。これにより、実質的に財政再生団体から脱却する新たな財政再生計画を策定することができたと考えています。

しかしながら、これは、すべてを財政破綻前に戻すということではなく、我が国において我々のみが経験した財政破綻を教訓とし、財政規律を守りながら、地域を発展させていくことが求められています。

また、新たな財政再生計画はあくまで「計画」であって、それを現実のものにするのは、私たち市民、議会、行政であり、「人」です。

私たちに残された時間はあまりありません。夕張市において、誰もが「夢」を主語に挑戦することができ、環境を逸早く整え、一人ひとりの「夢」が、挑戦し続けることで「実現」するまちをつくっていきたいと思います。

地域再生へのRESTART

夕張市は、平成22年3月に総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき、これまで国、北海道、市議会、市民など多くの関係者の協力を得ながら財政の再建を取り進めてきました。一方、夕張市の再生方策に関する検討委員会報告

◆若者の定住と子育て支援
まちを維持するうえで人口減少の抑制は最重要課題の一つであり、これには自然減少と社会減少、その両面から抑制する施策が



RESTART Challenge More.

書において、「これまでの10年間を検証した結果、今後も同様の考え方で財政再建を進めれば地域社会の崩壊につながる懸念があることから、地域再生や人口減少を食い止める取り組みを加速させ、新たな段階に移行することが適当」との提言がなされました。

このことから、平成27年度に策定した地方版総合戦略に基づいた新規事業を盛り込み、財政再生計画の抜本的見直しを行いました。なお、抜本的見直しにあっても、これまで行ってきた財政健全化の取り組みは継承し、再生振替特別債の償還を平成38年度で終えることで、計画期間の変更は行わないものであり、これにより、財政再建と地域再生の両立を図るものです。



必要です。若年世代の定住を図ることは、社会減少の抑制に直接的な効果があることはもちろん、将来的な自然減少の抑制を考えると、子育て環境を持ちはずす。

また、子育て環境については、これまで主体的な取り組みが遅れてきた部分もございしますが、子育て環境の整備は、長期的な視点において自然減少の抑制のみならず、社会減少の抑制にもつながることが予測され、今後ともまちづくりに重要な意味を持つと考えます。

認定こども園については、市内中心部にある幼稚園及び保育園の2施設を統合・再編し、子育て支援に係る行政サービスの中心的役割を担うべく、また、夕張市コンパクトシティ構想に掲げる「自然の

中で生き生きと活動し、自分で考え行動できる子どもに育てたい」「遊びを中心にしながら体幹をきたえ、リズム感、知的活動も取り入れて保育を行う」をコンセプトに、「園周辺が四季を感じられる環境」「近所を気にすることなく、子どもの声が広がる保育」「食育を考え、菜園等を充実させる」を目標に掲げながら整備を進め、平成32年度の開園を目指します。

現在、本市においては、特定教育・保育施設に入園している子どもについて2子目を保育料半額、3子目以降を無料としております。また、子どもの医療費については就学前児童の医療費無料化を実施しています。

将来的な人口の自然減少を抑制し、定住環境を整備する目的で、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、現行制度を拡充し保育所保育料については2子目以降を無料、医療費については中学生までを無料とします。

本市においては民間による住宅供給が極端に少ないことから、民間による賃貸住宅の建設について、一定要件を満たした場合には助成をしましたが、引き続き民間賃貸住宅の建設促進に取り組みしていくとともに、ニーズに即した住宅の多様化についても取り組んで

いきます。また、市内にある不動産の流動化や定住促進の観点から、住宅取得やリフォームに係る支援を実施していきます。

児童が健やかに活動できる「児童館的な場」の提供、自主管理が可能で、多くの利用が見込まれる地域の児童遊園の遊具の整備、一時預かり事業については、継続して実施していきます。

◆新たな人の流れ・交流人口の創出
交流人口施策では、単に観光施策を目指すものではなく、地域で活動する人材「活動人口」と必ずしも移住に結びつかなくても、市のまちづくりに多様な関わりを持つてくれる人材「関わり人口」を増やすことで、住民基本台帳上の人口を補完するとともに、関わりを通して、地域を豊かにす



るための人材を確保します。こうした取り組みを丁寧積み上げること、定住移住につながることを考えています。

本年3月末で指定管理期間が満了となるマウントレースイスキー場及びこれに付随する宿泊施設等につきましては、2月の第1回臨時市議会において、その財産の処分について議決をいただき、新事業者と譲渡契約を締結いたしました。現在、指定管理者からの引継ぎがうまく進むよう準備室が設置され、本年4月1日の引き渡しに向けて調整を行っているところです。当該施設については、将来にわたり本市の観光の拠点となるものであり、更なる交流人口の増加と安定した地域経済基盤を構築するため、新事業者と共に取り組んでいきます。



本市にはスポーツ合宿大会のほか吹奏楽部や美術部など文科系合宿まで、道内外からの集客も可能となるほどの施設を有しております。しかしながら、窓口機能が分散され、効果的な受け入れができていない状況であると考えています。これらの施設に指定管理者制度を導入し、合宿の受入れワンストップ機能を担い、プロモーション強化とあわせて、団体受け入れ事業を実施し自立運営が可能となるような仕組みづくりを行います。

石炭博物館につきましては、今年度の実施しました模擬坑道の改修は、予定どおり終了しました。平成29年度は、いよいよ博物館本体の改修を行い、夕張の貴重な歴史を後世へ伝える拠点として、また、空知地域の炭鉱遺産活用の拠点としての役割を担えるよう努めていきます。



地域に必要な人材を育てることとは地方創生の実現に向け不可欠なことであり、若者や子育て世代、地域の再生に尽力されている方々が必要な能力を身につけるため、地域リーダーの育成や地方創生の担い手育成に係る研修へ参加等を支援し、地域活性化の要となる地域の担い手を育てていきます。

また、市内の産業振興及び雇用の促進等を図ることを目的に、発展性を持つて市内において起業する新規創業や市内の事業者で事業を拡大する者に対して支援をしていきます。また、市内において就業を目指す市民を応援すべく、専門技術等の市が指定する資格の取得を支援します。

◆地域資源を活用した働く場づくり

本市には、様々な資源が眠っており、その眠っている資源を活用した事業が展開されてきています。ズリ山のズリから石炭を産出する事業、市有林のカラマツを伐採し、建築材として使用し、その伐採跡地に薬木を植栽する事業を展開しています。このように地域にある資源を最大限活用し、地域の活性化につなげる事業を引き続き行うとともに、既存の産業に捉わ

れず、発想の転換により地方創発型の仕事づくりや、様々な「働き方」を産業連携により創出します。

炭層メタンガス(CBM)開発につきましては、平成28年度に試掘を行い、地質条件や炭層の特性の把握を行いました。平成29年度は、二期期間ガス生産を継続し、生産性や資源量の評価を行うとともに、産出されるガス量に合わせたトリアル事業の実施に向けた調整を進めていきたいと考えています。



夕張市の基幹作物である「夕張メロン」につきましては、産地力強化のための新設ハウス設置や老朽化したハウス施設の更新、農業生産力維持のための客土や暗渠排水などの小規模基盤整備の支援を積極的に行うことにより、高齢化や離農による生産規模の縮小、

異常気象や連作による品質・収量低下等の課題解決を図るとともに地域雇用の維持を図っていきます。

また、生食用夕張メロンの栽培に加え、遊休農地において、加工用に特化した夕張メロンの栽培を新たに組み込むことにより、遊休農地の解消とともに高品質な加工用原料の安定供給体制の構築を図り、加工用夕張メロンの栽培現場を新規就農希望者に経験を積んでもらう場として活用し、夕張メロンの栽培技術を身につけた新たな担い手の独立につなげる事業を展開していきます。



夕張市では、漢方薬としての利用が見込まれる薬木のキハダとホオノキを新たな地域産業資源として位置づけ、カラマツ伐採跡地に植栽する事業を平成27年度から開始しています。この事業を広く

展開することにより、「伐採↓利用↓植栽↓育成」という森林資源の循環利用を確立し、雇用機会の創出と地域経済の活性化を図っていきます。

キハダは生薬原料以外にも、その花がハチミツの蜜源として有用であり、薬木植栽地の地表にカナダやニュージーランドで最高級といわれるハチミツの蜜源であるクローバーを栽培することで、ハチミツの採取地として空間の有効活用も図り、ハチミツを活用した特産品の開発を進めていきます。

また、夕張市の森林資源を活用することによって、国産生薬原料の生産拡大に寄与するため、カラマツのおがくずを原料とした菌床栽培によりキノコの種類でありますブクリヨウの実証試験栽培を行う農業法人との広域連携も図っていきます。

◆夕張の未来を創るプロジェクト

地域に誇りを持ち、地域の未来を語ることでできる人材の育成を、幼稚園保育園から高校まで連携して実施するとともに、外との交流による「知恵」の習得や地域外との交流を促進します。

夕張市教育大綱の基本理念である、「郷土(ふるさと)に誇りを持ち、共に支えあい、未来に向かっ

て夢や希望に満ちた子どもたちが育む」「市民生活が心豊かなものとなるよう身近に文化の風が感じられる『夕張文化』の創造と発展を期す」の基、児童・生徒が自らの故郷に誇りを持つことができるよう、市内のスキー場を活用したスキー教室、地域課題の解決に取り組む授業等を実施し、地域が持つ魅力や資源を学び、児童・生徒が自らそれを語る事ができるような教育を目指します。また、小中学生の漢字検定や英語検定受験費用の助成を行うとともに、ICT教育を推進していきます。



夕張高校の魅力化につぎましては、平成28年度より生徒が資格を取得する際の支援、課外活動等活動費への支援など夕張高校魅力化事業を開始しましたが、本年度も引き続き実施していきます。夕張高校の魅力化は、市全体が

連携して取り組まなければいけない政策であるとともに、北海道教育委員会とも連携を強化し、新たな取り組みを進めていきたいと考えています。そのような観点から、さらなる魅力化に向け検討を行い、実施できることから具体的に進めていきます。

◆持続可能なまちづくり

平成24年3月に策定した「夕張市まちづくりマスタープラン」では、「安心して暮らせるコンパクトシティゆうばり」実現のため、各地域内で施設・住居等を集約するとともに、清水沢地区に都市拠点形成、交通結節点機能を持った拠点施設を建設し、効率化した交通体系によってそれらを結ぶことが都市計画の基本方針として掲げられています。この方針を前進させるため、具体的な施策を展開していきます。

拠点複合施設につぎましては、昨年から市民を交えた拠点複合施設検討チームによるワークショップ、市内の関係部局を集めた庁内ワークショップを開催し、どのような施設にしたいかを検討してきました。検討結果を受け、基本的な方針を定めるとともに、設計の指針とするため基本計画の取りまとめを現在進めているところで

す。平成29年度は、基本計画を受けて、基本設計及び実施設計を行い、建設工事に向けて準備をしていきます。



市としましては、拠点複合施設では子どもたちの基礎学力の低下が課題であるため「学習の習慣化」、バス通学や自家用車での送迎などによる「歩く機会の減少」や学校の体育以外で「運動する機会がない」などの問題解決に向けて、学習・運動の「きっかけづくり」を目標とし、「チャレンジとその成果の見える化」を目指して、数値目標を設けて自己達成感を育む事業を実施していきたいと考えています。また、子育て支援として幼児を抱えるお母さんたちが使いやすく、居心地のいい空間、環境づくりを目指し、イベントなどの開催により施設へ来るきっかけづくりを行い、子育て世代同士・多世代で

の交流や情報交換を促進していきます。

管理運営体制としては、既存の体制を活かしつつ、人材のシニアなどで業務の効率化を図るとともに、先に述べた新たな事業を実施するため、地域の人材等を積極的に活用することを目標とし、その活用調整を行う体制づくりを行っていきます。

市立診療所及び介護老人保健施設夕張につぎましては、新たに清水沢地区において平成34年度の供用開始を目指し、基本構想、基本計画を策定します。



また、平成29年4月から新たな指定管理者が指定管理を始めることとなっていますが、在宅医療のみならず介護も含めた地域包括ケア体制づくりを推進します。また、へき地診療所として、救急医療をはじめ、診療体制の充実を図

ついでいきます。地域公共交通につぎましては、コンパクトなまちづくりを推進していくうえで、重要な位置づけであり、住宅、都市拠点整備等の政策と密接に関連するものであります。

○地域公共交通の見直しについて



①様々な交通資源を効率的に組み合わせる小・中・高の児童・生徒の輸送を第一に市民の足を確保する。

②南北軸を幹線として、移動実態に合わせた運行とする。

③南部、真谷地、楓・登川、滝の上地区は支線とし、南北軸上で南北軸幹線と接続させる。

④「都市間幹線」は若菜、清水沢交通結節点で南北軸幹線及び支線と接続させる。

⑤小規模輸送を担うNPO等の

交通事業体を育成し、交通体系を充実させる。

以上5つを基本的な考え方とし、補てん型の交通から利用実態に合った効率的な地域で育てる利用型へと転換し、様々な政策と連携を図りながら、持続可能な交通体系の構築を目指すべく、施策を展開していきます。

◆住民負担の軽減

市税につきましては、これまで歳入増加のため標準税率を超過した税率を課してきましたが、このたびの財政再生計画の見直しにおいて、個人市民税や軽自動車税の税率の見直しを行い、住民の皆様負担軽減を行っています。

行政執行体制の見直し

地域の再生を加速していく上で、その牽引役を担うのはいままでもなく職員です。

しかし、その体制が脆弱なものは地域の再生はもとより、安定的な行政サービスの提供すらも困難となります。

財政再生計画の抜本の見直しにおいて職員の処遇改善を行いました。今後は、財政再生計画の終了を見据え、派遣職員に頼らない行政体制を1年でも早く整備するため、努力していきます。

また、今後の安定的な行政運営のためには、人材の確保と同時に人材の育成も大変重要です。

様々な研修参加などを通して、職員としての自覚と責任を再認識させるとともに、スキルの継承と向上を目標に積極的に取り組んでいきます。



平成29年度予算編成について

財政再生計画の抜本の見直しにあたり、多くの政策的経費を計画期間内に盛り込みましたが、平成29年度の一般会計の予算編成にあたっては、そのうちできるだけ多くの事業を計上することで、市民の皆様が地域再生の動きを実感できるよう配慮しました。

一方で、着実に財政再建を推進するため、経費全般にわたって適正化を図ることで、財政の再建と地域の再生の両立が叶うよう編成作業を行ったところです。

総合戦略別の経費

◆「若者の定住と子育て支援」に関する経費

民間低家賃住宅建設に対する助成や、認定子ども園の基本設計、2子目以降の保育料の無料化、子どもの医療費無料化を中学生まで拡大する経費など。

◆「新たな人の流れ・交流人口の創出」に関する経費

石炭博物館本体の大規模改修や、体育施設の総合的な管理に基づく合宿誘致を行う経費など。

◆「地域資源を活用した働く場づくり」に関する経費

夕張メロンの安定生産に向けた基盤整備や、市有林を活用し葉木産地化を図るための経費など。

◆「夕張の未来を創るプロジェクト」に関する経費

小中学生の学習意欲向上に資する事業や、夕張高校存続に向けた魅力化増進を図るための経費など。

◆「持続可能なまちづくり」に関する経費

拠点複合施設の実施設計や、市立診療所建替えの基本計画の策定、デマンド交通など持続可能

な交通体系に資する経費などを予算に盛り込んだところです。これら予算の執行にあたっては、

歳入歳出全般にわたり適正化を図りつつ、円滑な事業推進に努め、市民の安全安心と地域の再生が一層図られるよう対応してまいります。

特別会計

国民健康保険事業会計

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることを見据え、医療費の適正化をより一層推進し、引き続き収納率向上対策に取り組むなど、収支の均衡に努めながら運営を行ってまいります。

公共下水道事業会計

従前同様、施設・設備等の長寿命化対策に取り組むとともに、歳入の確保と一般会計からの計画的繰入により、経営健全化に一層取り組んでいきます。

介護保険事業会計

平成26年度に作成した平成27年度から平成29年度までを対象とする「第6期介護保険事業計画」に基づき、計画の円滑な実施を基本として、介護保険制度の安定的な運営を行ってまいります。

後期高齢者医療事業会計

運営実施主体が北海道後期高齢者広域連合であることを踏まえ、事業の円滑な実施を基本としつつ、制度改正などの確に対応できるように、広域連合ともさらに連携を図っていきます。

水道事業会計

既に実施しているPFI事業により、平成28年度に更新した浄水場などの維持管理と、その後における設備機器などの更新を行い、業務の効率化を図るとともに、安全で安定した水道水の供給に取り組んでいきます。

おまけ

以上、平成29年度市政執行方針と予算編成方針について申し上げます。

「地域の再生なくして、財政の健全化なし」。私は幾度となく訴えてきました。

財政再生計画の抜本の見直しを行い、実質的に財政再生団体から脱却する新たな計画を策定しました。ここにたどり着くまで本当に変な困難がありました。私たちは、我が国において誰も経験したことのない困難な状況の中、一つひとつの課題に真剣に向き合い、それを乗り越えてこまです。

夕張市は国や北海道の動向を注視するとともに、夕張市民の夢や希望をもつて本市の地域社会を形成するため、市民が一体となり「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」



教育行政執行方針

り着きました。この唯一無二の経験があれば、この先どんな困難があっても必ず乗り越えられると私は信じています。

財政の再建と地域の再生を両立させ、夕張の再生を一日でも早く成し遂げるため引き続き邁進してまいります。

市議会及び市民の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、市政執行方針いたします。

を策定しました。

夕張市教育委員会は、総合戦略との整合性を図り、教育に携わるすべての関係者がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、教育の役割が果たす目標に向けて取り組んでいきます。

教育行政の基本姿勢

夕張市は財政難、人口減少、老朽化した公共施設など途切れることなく「課題」が発生してまいります。しかしながら、これをできない理由とすることなく、これまで市民が努力し挑戦して築き上げた礎を大切に、子どもたちが未来に夢や希望をもち、故郷（ふるさと）に誇りをもてる地域づくりに取り組んでいきます。

加えて、市民一人ひとりが生涯にわたり健康を考え、スポーツや文化に親しみ、生きがいを感じる豊かな生涯学習社会の実現をめざすため、学校・家庭・地域・行政が連携し、協働するまちづくりを推進します。

以上を鑑み、夕張市教育大綱の基本目標に基づき、平成29年度で取り組む重点施策について申し上げます。

重点施策の推進

ご承知のとおり、教育は「朝一夕

で成しうるものではありません。今ある教育の維持は最低限必要なことですが、これに満足し立ち止まってはられません。数年後には、市民全てのみなさまの教育環境水準を引き上げるとともに、今の子どもたちの将来に向かって、根気強く種をまき続けることが重要であると強く感じているところです。

私は、ゼロ歳児から高校、高等養護学校を卒業するまで、幼保、小中学校、高校、高等養護学校が連携を図り、夕張市の教育大綱の実現を「実感」することのできる取り組みを着実に、かつスピード感をもつて実行することが、今、求められていると考えており、そのためにも、様々な機関との連携を図り、教育素材のすそ野を広げ、教育環境の充実を図ってまいりたい所存です。



前職では学校・ビジョンや地域の

思い、保護者や生徒の願いが叶えられず、どちらかと言えはあきらめ感がただよっていました。これを変えたのは保護者の熱意でした。幾度となく学校の理想像を議論し、たどり着いたのは「学力の向上」「部活動の活性化」でした。

学校が行うこと、保護者がやれること、行政にお願いすることの3つに区分けし、平成27年度は実行に移すための準備を整えました。

同じころ、夕張市は夕張高校魅力化ワーキンググループを立ち上げ、そのグループと学校・保護者が多くの議論を交わした結果、夕張高校支援の予算化に繋がりました。保護者の思いが、行政を動かしたのです。小さな力が大きな波を引き起こす画期的な取組でした。この成功体験は、やらないでいることの無力さを知り、逆にやるための一歩を踏み出すことの有益性を強く感じた出来事でした。

平成28年度の事業が執行され、生徒の活動は顕著となって現れました。保護者の主催事業も実施されたことから、学校は躍動感に溢れてきました。

今、私たちは夕張に住む子どもたちに何ができるのか、市民全員が真剣に考える時を迎えたと思っ

ています。

一部の人だけが思い、活動しても全く意味がありません。

まさに夕張市は今、大変革期を迎えており、この機を逃すと大きな損失につながるから、地域住民が心を一つにして臨み、目の前の問題に目を背けず行動をとるにすることこそが、夕張の明るい未来を切り拓くことに向かっていると考えています。

未来ある子どもたちがこれからの人生を生きぬくために、確かな学力と体力を身につけさせることはとても重要です。このため、市民のみなさんにはお力添えをいただくよう、心から願うものであります。

確かな学力を身につける 教育の推進

子どもたちが変化の激しい社会を生きぬくためには、基礎的な知識・技能と、課題を解決するのに必要な思考力、判断力、表現力及び創造力を高めることが重要です。義務教育においては、特に「学力の向上」と「体力の向上」が喫緊の課題です。

学力向上については、「ICT教育の充実」を図り、主要教科におけるデジタル教科書の活用を推進し、教科の興味・関心を高める工夫をします。

また、遠隔機能を設けた学習支援など、学習塾など民間独自の学習機能を活用し、学力向上につなげるよう取り組んでいきます。

また、国際社会で活躍できるグローバル人材育成のため、幼稚園から高等学校までの一貫した教育を維持し、特色ある教育活動の取り組みを推進します。

平成32年度より小学生は英語が教科化となるため、ALTの活用及びICTを活用し、英語教育の拡充を図っていきます。

さらに、地域資源である人材活用をすすめて、教育現場の負担軽減と、ゆとりある教育活動につなげ一人ひとりの児童生徒へのきめ細かな指導と支援に努めていきます。

幼小中高特の教育機関と地域がパートナーとして連携・協同し「地域とともにある学校」を二層推進するため、既存の小中学校サポーター会議及び学校支援地域本部事業を基盤として、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)導入に向けた準備を進めていきます。

北海道夕張高等学校の支援については、夕張市高等学校対策委員会と協議を重ね、「夕張高校魅力化プロジェクト」との整合性を図りつつ、夕張高校魅力化推進事業の推進と将来に向けた人材育成

に向け支援します。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教育支援員の活用により、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を図るための教育環境の整備を進めていきます。

体力の向上に向けた取り組みについては、高等教育機関の専門性を活用し、幼小中等高等学校が貫して体力向上に向けた取り組みを推進します。



**豊かな人間性を身につける
教育の推進**

子どもたちが互いに尊重し合いい、礼儀正しく協調性のある人間育成に努めていきます。

また、子どもたちの教育推進のため、教職員の資質向上や健康管理にも対応していきます。

いじめの対応については、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、迅速かつチームで対応し、また、ネットトラブルから子どもたちを守るため、情報モラル教育充実に向けた各種教室の開催と保護者向け啓発資料などを通じ、学校・家庭の連携に努めていきます。

道徳教育については、平成30年度に小学校、平成31年度に中学校で特別な教科として位置付けられます。これを踏まえ、道徳の指導方法に関する研修会の開催や、道徳教育用教材の積極的な活用を図っていきます。

学校保健については、予防的見地からインフルエンザを含む感染症や食中毒、う歯、アレルギー対策を講じていきます。医療・保健所等とのすみやかな連携を図り、安全で元気に学校生活が過ごせる環境づくりに努めます。

食育教育については、食を通じて地域を理解し、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを育んでまいります。

児童生徒の通学については、「夕張市通学路交通安全プログラム」に基づき、安心・安全なまちづくりを推進し、地域全体で子どもたちを守り育む意識を高めていきます。特に、学校関係者や道路管理者等の関係機関と連携し、危険個所の情報収集と対策について迅速に対応していきます。



教育環境整備については、学習環境の整備に努めるとともに、校舎の長寿命化と安全対策のためのメンテナンスを実施していきます。

学校教育の推進については、教職員の資質・能力の向上に向けた研修会等の開催、及び校外で開催される研修会への参加促進を図っていきます。

教職員による体調やわいせつ行為、飲酒・酒気帯び運転など不祥事根絶に努め、市民との信頼関係の構築に二層取り組むとともに、教職員の健康管理については、引き続きストレスチェックを活用し、早期発見・早期治療等に向け迅速に対応していきます。

**健やかな心身を育む
教育の推進**

健康で逞しい身体づくりには、スポーツ環境の整備充実に加え、

計画的なスポーツ活動が重要です。

「文化・スポーツ交流のまち・夕張」の推進に向け、スポーツ指導者の招聘・育成並びに関連施設の活性化に努めていきます。

平成29年度より、指定管理により運営される予定である文化スポーツセンター、平和運動公園、清水沢プールについては、利用者の利便性及びスポーツ推進の観点から、指定管理者とともに効果的な運営に向けた対応に取り組んでいきます。



すでに指定管理による運営が行われている市民健康会館、市営球場、紅葉山パークゴルフ場については、引き続き連携を図り、スポーツ大会やイベントの実施に係る運営の円滑化と利用促進を二層図っていきます。総合型地域スポーツクラブの推進については、いつでも、

どこでも、だれもが様々なスポーツや文化活動が可能となるため、体育協会・文化協会等との連携を強化し、市民の健康維持・促進に努めていきます。

小学校における少年団活動と中学校の部活動の活性化及び夕張高校の部活動との連携を層推進していきます。



部活動指導者は活動の活性化に不可欠な存在であることから、部活動指導者の配置及び外部指導者の招聘に努めていきます。

また、夕張高等学校魅力化推進に関連し、部活動に係る指導者連携に努めるとともに、夕張高等学校体育館・格技場・グラウンド等、施設の有効活用にも働きかけていきます。

マウントレースイスキー場を中心に、夕張市は素晴らしい教育環境を有しています。

平成28年度より、小学校・中学校・高校では、スキー授業を体育の授業等に取り入れており、今後も地域の特色を生かした活用、魅力ある教育課程の推進に努めていきます。

人と人、地域と地域をつなぐ 社会教育の推進

市民が潤いある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯学習活動を通じ、その成果を生かせる環境づくりが重要です。

平成31年度完成予定の複合施設は、子育て支援・社会教育の拠点施設としての役割を担うため、拠点施設に係るソフト事業の整備に取り組んでいきます。

このため、市民の様々なニーズに応え、学習機会を提供する「人材バンク」の整備が重要です。個人・活動団体に係る指導可能な領域を調査し、北海道の人材バンクとの連携を図り、社会教育の推進に努めていきます。

文化財の保護・活用については、国の天然記念物として指定された夕張岳に係る夕張岳ヒュッテ管理者、歴史建造物や資料を守る市民団体・関係機関との連携を推進し、啓発活動などに取り組みしていきます。



子育て環境の充実については、「夕張市子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代の現状や課題等を把握し、児童遊園の整備等を含む、より良い子育て環境の整備に努めていきます。

小中学校を主とする郷土学習については、ゆうばり小学校の「地域資料室」、夕張中学校の「ゆうばり歴史教育資料室」を市民に広く公開し、炭鉱の歴史などを学ぶ機会を推進していきます。

また、社会科副読本「ゆうばり」を活用した総合的な学習の時間も充実させ、特色ある地域学習の推進に努め、子どもの郷土愛と豊かな創造性の育成につなげていきます。

図書コーナーについては、蔵書の充実に努めるとともに、貸出業務、読み聞かせ活動、巡回文庫及び図書まつりの開催など、市民ボランティアの協力を得て読書活動

を推進していきます。

また清水沢地区公民館での貸し出しについては、道立図書館との連携を図り、今まで以上に図書の拡大と利便性を高めてまいります。

夕張市石炭博物館については、平成28年度の実績を踏まえ、来館者数の増加に努めるとともに、市内市外の来館者ニーズに可能な限り応えていきます。

また、文化の発展と市民の教育に寄与するため、本館の改修を実施し、博物館の継続的な運営に努めていきます。



高齢者教育については、「もも倶楽部（高齢者学級）」の開設に伴い、道民カレッジ等の連携で講座を充実し、二人でも多くの高齢者が参加して、生きがいや健康増進につなげられるよう努めていきます。

認定こども園については、基本

設計策定のため関係機関との協議を推進し、円滑に開設移行するための準備に努めていきます。



むかひこ

夕張市民は様々な困難を乗り越え、平成29年度から新たな出発をします。それは、市民が生活の中でより多くの文化芸術スポーツに触れ、様々な学習機会が得られる生涯学習社会の実現です。

教育委員会としては「地域の子どもは地域で育てる」「生きがいを感じるまち」の意識を意図的に高めていきます。人と人とのつながりを大切にし、将来に向けて種をまく環境づくりに、誠心誠意尽力していく覚悟です。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんのご理解とご協力ご支援を、心からお願い申し上げます。

拠点複合施設についての庁内ワークショップの結果

本市の課題解決とまちの「にぎわい」をつくることを目的とした拠点複合施設建設に向けて基本計画の策定作業を行っていますが、その中で**市が検討しなければならない課題**があります。

本市の拠点複合施設建設事業推進の背景と課題には次のようなものがあります。

【教育、子ども子育て】

- 広い市内の小中学校の1校化
- 放課後の遊び場
- 学校外の学習の場
- 幼児親子の居場所

具体的には

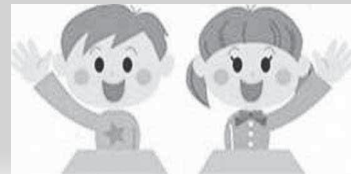
市が認識している課題

教育・スポーツ(体力)の課題

- 学習の習慣化
- 学校の体育以外で運動する機会が少ない
- バス通学による歩く機会の減少
- 自己肯定感を育む

子ども子育ての課題

- 幼児を連れて遊べる施設が少ない
- 幼児親子に配慮した設備機能がない



これらの課題を拠点複合施設でどのように解決していくのかを検討するため、市関係課のメンバーが横断的に検討するため**庁内ワークショップ**を実施しました。

その結果、拠点複合施設で

- ・学習・スポーツをやりたくなる**きっかけづくり**を行う。
- ・「チャレンジとその成果の見える化」を目指した事業を行い、自己達成感を育む。
- ・幼児親子に対して居心地のいい空間や環境づくりを目指すとともに、イベント開催などを通じて施設へ行きやすい**きっかけづくり**を行い、子育て世代同士・多世代での交流や情報交換を促進する。
- ・事業実施にあたり市は、地域の人材等を積極的に活用することを目標とし、その活用・調整する**体制づくり**を行う。

という方針をつくりました。

今後は、これらの方針実現に向けて具体的な検討をしていきます。

問合せ先

市まちづくり企画室 ☎ 52-3141

4月17日(月)から申請受付開始 「臨時福祉給付金(経済対策分)」

平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して、暫定的・臨時的な措置として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

支給対象になると思われる世帯には、4月14日(金)以降、申請書類をお送りします。

給付金の支給要件を満たすと思われる方で、4月17日(月)までに申請書類が届かない場合は、問い合わせ先へ連絡してください。



対象になると
思われる世帯に
申請書が届きます

○支給対象者

- ①平成28年1月1日(基準日)時点で、夕張市に住民登録がある方。
- ②平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等や、生活保護を受けている方等は支給対象外です。

※扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者は扶養控除の対象にはなりません)、青色事業専従者及び白色事業専従者をいいます。

○支給額

支給対象者1人につき 15,000円(1回限り)

◎申請受付期間：4月17日(月)から7月18日(火)まで

次のいずれかの方法で申請書と必要な確認書類(本人確認書類など)を添付のうえ、提出してください。

- ①返信用封筒に入れて郵送
- ②受付窓口へ持参

※窓口での申請は、お待ちいただくことがありますので、①による申請にご協力をお願いします。

◆通常窓口(問い合わせ先)

保健福祉課 生活福祉係 (市役所2階9番) ☎52-1059

※受付時間：午前8時45分～午後5時30分(土日・祝日を除く)

◆臨時窓口を開設します

日 時	場 所	受付時間
4月17日(月)	市民研修センター1階 (南支所)	午前10時～午後4時
4月18日(火)	老人福祉会館 (若菜)	
4月19日(水)	農業研修センター (沼ノ沢)	
4月20日(木)	紅葉山会館	
4月21日(金)	南部コミュニティセンター	
4月22日(土)	市民研修センター1階(南支所) ※休日窓口	

よくある質問Q&A

Q 引越した場合は給付金の申請はどうなりますか？

A 平成28年1月1日に住民登録がある市区町村から支給されます。具体的な手続きは申請先の市区町村に問い合わせください。

Q 申請書を提出してからどのくらいで給付金が振り込まれますか？

A 審査結果については、郵送でお知らせしますが、申請書を受理した日から振込までにおよそ1ヶ月から1ヶ月半程度かかります。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

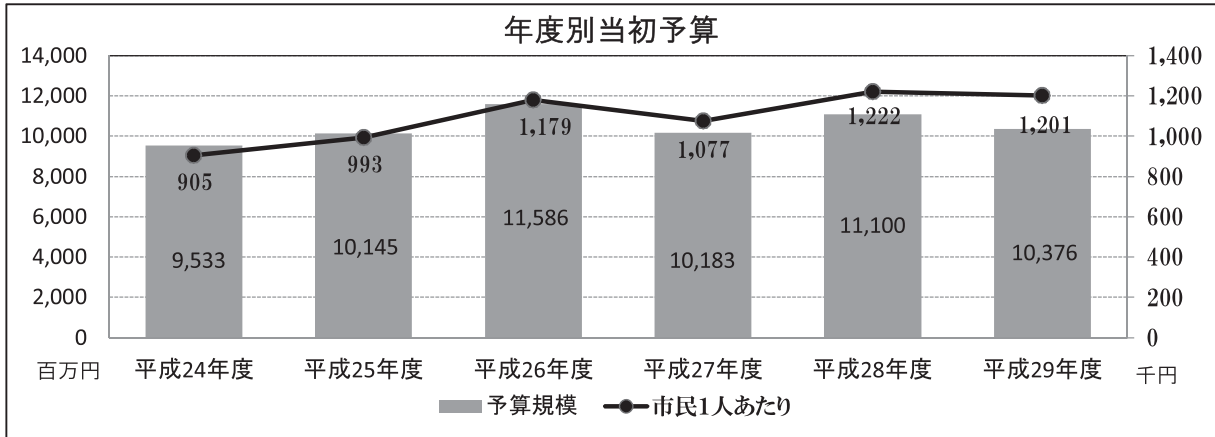
申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせを行うこともありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の担当又は警察に連絡してください。

平成29年度夕張市当初予算

■一般会計予算 103億7,641万2千円

平成29年度当初予算が3月22日定例市議会で議決されました。本予算は、3月7日に総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき編成しました。その概要についてお知らせします。

- 平成29年度予算は、財政再生計画の実質8年目で財政再建計画からは通算実質11年目となります。
- 一般会計当初予算規模は、103億7,641万2千円で、前年度比7億2,350万4千円、6.5%の減となりました。
- これまでの財政再生計画登載の事業に加え、新たに住民生活と地域再生の取組みに真に必要な事業を追加しました。
- 新規事業の追加にあたっては、「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」に基づき、「若者の定住と子育て支援」、「新たな人の流れ・交流人口の創出」、「地域資源を活用した働く場づくり」、「夕張の未来を創るプロジェクト」、「持続可能なまちづくり」の5つ柱の具体的な取組みとなる事業を計上しました。



※市民1人あたりの予算額は各年2月末住民基本台帳人口で割ったもの(住民基本台帳法の改正により平成25年2月末数値から外国人住民を含む)

■歳入歳出款別予算

【歳入】

(単位：千円)

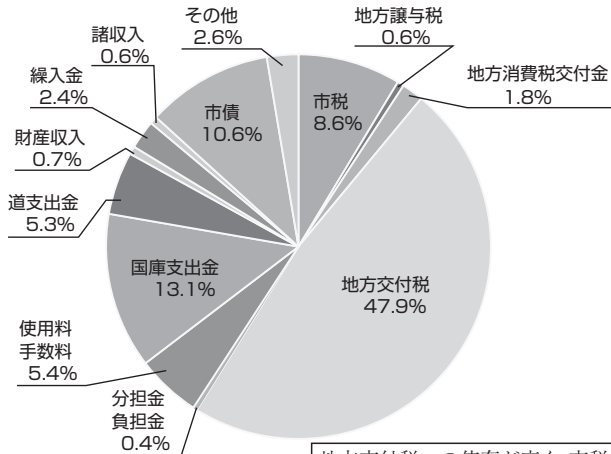
区分	平成29年度	平成28年度	増減額
1 市 税	897,036	798,636	98,400
2 地方譲与税	57,164	57,416	△ 252
3 地方消費税交付金	188,830	200,273	△ 11,443
4 地方交付税	4,964,290	4,411,244	553,046
5 分担金負担金	36,110	40,359	△ 4,249
6 使用料手数料	563,327	586,965	△ 23,638
7 国庫支出金	1,358,981	1,357,612	1,369
8 道支出金	548,688	677,667	△ 128,979
9 財産収入	69,957	73,136	△ 3,179
10 繰入金	249,883	1,389,478	△ 1,139,595
11 諸収入	66,019	69,776	△ 3,757
12 市 債	1,101,572	1,419,009	△ 317,437
13 その他	274,555	18,345	256,210
合計	10,376,412	11,099,916	△ 723,504
財 自主財源	2,144,198	2,960,352	△ 816,154
源 依存財源	8,232,214	8,139,564	92,650

【歳出】

(単位：千円)

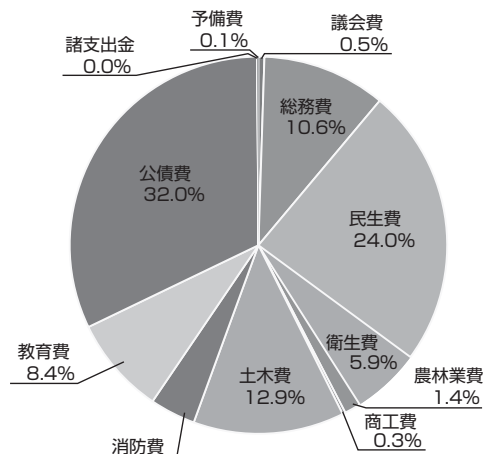
区分	平成29年度	平成28年度	増減額
1 議 会 費	52,633	51,412	1,221
2 総 務 費	1,100,515	893,628	206,887
3 民 生 費	2,488,501	2,419,760	68,741
4 衛 生 費	611,357	1,361,657	△ 750,300
5 農 林 業 費	145,195	113,971	31,224
6 商 工 費	26,339	435,044	△ 408,705
7 土 木 費	1,342,173	1,258,543	83,630
8 消 防 費	405,917	347,696	58,221
9 教 育 費	869,363	534,277	335,086
10 公 債 費	3,323,010	3,672,519	△ 349,509
11 諸 支 出 金	1,409	1,409	0
12 予 備 費	10,000	10,000	0
合計	10,376,412	11,099,916	△ 723,504
財 一 般 財 源	6,575,080	7,133,062	△ 557,982
源 特 定 財 源	3,801,332	3,966,854	△ 165,522

平成29年度歳入構成比率



地方交付税への依存が高く、市税などの自主財源比率は20.7%と他都市に比べ非常に低くなっています

平成29年度歳出構成比率



再生振替特例債の元利償還金の影響により公債費の割合が高くなっています

■歳出性質別予算

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増減額
1 人 件 費	1,072,194	1,004,513	67,681
2 物 件 費	977,112	849,631	127,481
3 維 持 補 修 費	496,064	406,688	89,376
4 扶 助 費	1,499,106	1,505,825	△ 6,719
5 建 設 事 業 費	1,439,748	1,132,092	307,656
6 公 債 費	3,323,010	3,672,519	△ 349,509
7 繰 出 金	884,158	987,432	△ 103,274
8 補 助 費 等	343,178	1,352,598	△ 1,009,420
9 積 立 金	330,402	177,178	153,224
10 出 資 金・貸 付 金	1,440	1,440	0
11 予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,376,412	11,099,916	△ 723,504

■歳出所要経費別予算

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増減額
1 経 常 事 業	2,993,519	3,061,125	△ 67,606
2 臨 時 事 業	1,875,441	1,264,205	611,236
3 特 別 会 計 繰 出 金	671,045	1,441,219	△ 770,174
4 人 件 費	1,051,194	981,903	69,291
5 債 務 負 担 行 為	221,331	667,945	△ 446,614
6 公 債 費	3,323,010	3,672,519	△ 349,509
7 財 調・減 債 基 金 積 立 金	230,872	1,000	229,872
8 予 備 費	10,000	10,000	0
合 計	10,376,412	11,099,916	△ 723,504

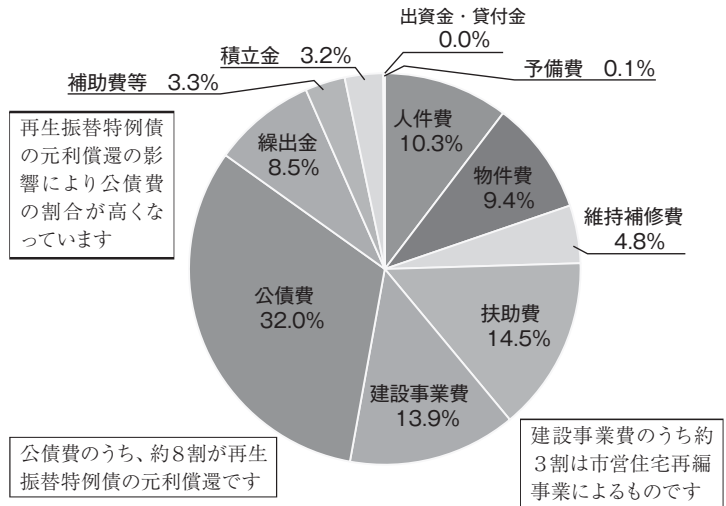
※人件費の一部は臨時事業でカウント

上記の区分を

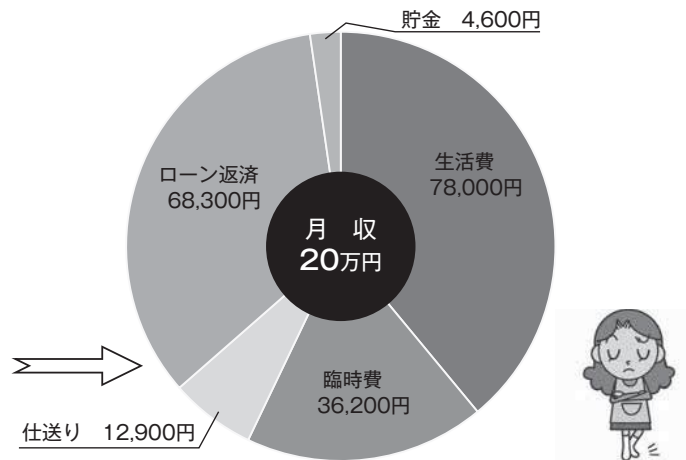
- ・「経常事業」「人件費」 → 食費・家賃・光熱水費などの生活費
- ・「臨時事業」 → 住宅修繕・冠婚葬祭などの臨時費
- ・「特別会計繰出金」 → 子どもへの仕送り
- ・「債務負担行為」「公債費」 → 住宅・車などのローン返済
- ・「基金積立金」「予備費」 → 貯金

として単純に置換えて表したのが右の円グラフです

〈平成29年度構成比率〉



〈平成29年度予算を家計に例えて見ると…〉



■財政再生計画との比較

〈28億5,710万円増額の計画変更について、3月1日の議決を経て3月7日に総務大臣の同意を得ました〉

【歳入】

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成29年度計画	増減額
1 地 方 税	897,036	918,347	△ 21,311
2 地 方 譲 与 税	57,164	71,196	△ 14,032
3 地 方 交 付 税	4,964,290	4,427,676	536,614
普通交付税	3,280,966	2,948,624	332,342
特別交付税	1,683,324	1,479,052	204,272
4 国 道 支 出 金	1,907,669	1,058,903	848,766
国庫支出金	1,358,981	660,114	698,867
道支出金	548,688	398,789	149,899
5 繰 入 金	249,883	79,949	169,934
6 地 方 債	1,101,572	36,200	1,065,372
7 そ の 他	1,198,798	927,041	271,757
地方消費税交付金	188,830	97,474	91,356
分担金負担金	36,110	49,985	△ 13,875
使用料手数料	563,327	639,751	△ 76,424
財産収入	69,957	47,896	22,061
諸収入ほか	340,574	91,935	248,639
合 計	10,376,412	7,519,312	2,857,100

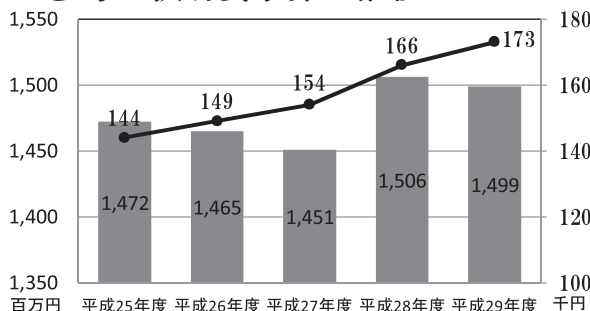
【歳出】

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成29年度計画	増減額
1 人 件 費	1,072,194	958,473	113,721
2 物 件 費	977,112	551,755	425,357
3 維 持 補 修 費	496,064	353,691	142,373
4 扶 助 費	1,499,106	1,193,363	305,743
5 建 設 事 業 費	1,439,748	65,244	1,374,504
普通建設補助	773,750	32,827	740,923
普通建設単独	665,998	32,417	633,581
災害復旧補助	0	0	0
災害復旧単独	0	0	0
6 公 債 費	3,323,010	3,313,673	9,337
起債元利償還金	764,561	755,224	9,337
再生振替特別債	2,558,449	2,558,449	0
7 繰 出 金	884,158	786,610	97,548
8 そ の 他	685,020	296,503	388,517
補助費等	343,178	116,732	226,446
積立金	330,402	166,891	163,511
出資金・貸付金	1,440	2,880	△ 1,440
予備費	10,000	10,000	0
合 計	10,376,412	7,519,312	2,857,100

※「平成29年度計画」額とは、平成28年11月計画変更後のもの

〈参考〉扶助費予算の推移



■ 扶助費予算額
● 市民1人あたり (各年2月末人口で除した額)

国・地方とも社会保障費の伸びが財政を圧迫しているといわれています。社会保障は、年金・医療・介護・生活保護など多岐にわたる分野で私たちの生活を支えています。そのようななか、一般会計に占める扶助費予算(生活保護・障害者福祉・児童福祉など)について表したのが左図です。人口減少と少子高齢化が進むなか、市民1人あたりの扶助費予算額は年々増加しています。

平成 29 年度に実施する主な事業

＜財政再生計画の抜本的な見直しにあたり、平成27年度に策定した地方版総合戦略に基づき、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地域再生の取組みのため真に必要な事業を追加しました。＞

区分・事業名	事業概要	事業費	科目名	備考
①若者の定住と子育て支援				
認定こども園の整備	ユーバロ幼稚園と保育協会が運営する清陵保育園を統合し、認定こども園を新設するために、基本設計などを行うもの。	4,243万9千円	民生費	新規
若年層・女性向け民間低家賃住宅の建設促進	若年層や女性のニーズに合った高品質・低家賃の民間賃貸住宅の建設を促進するため、建設促進に必要な助成を行うもの。	4,800万円	総務費	新規
住宅取得やリフォームに対する助成	移住・定住を促進するため、新築住宅・中古住宅取得、住宅リフォームに対して助成するもの。	1,975万円	総務費	新規
2子目以降の保育料の無料化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、2子目以降の保育料を無料化するもの。	320万円	民生費	新規
中学生までの子どもの医療費の無料化	子どもの医療費無料化の対象を「就学前児まで」から「中学生まで」に拡大するもの。	358万円	民生費	新規
②新たな人の流れ・交流人口の創出				
指定管理者による体育施設の総合的な管理に基づく合宿誘致	民間事業者などのノウハウを活用し、スポーツ合宿誘致などにより交流人口の増加を図るもの。	600万円	総務費	新規
石炭博物館の改修	石炭博物館を後世へ残し、市内外の人々の学習の場やコミュニティ形成の場とするため、展示のリニューアルを含めた大規模改修を行うもの。	5億327万9千円	教育費	—
新規創業者や就業のための資格取得者に対する助成	市内で起業する新規創業者に対する初期投資費用や市内で就業を目指す市民に対する資格試験受験料などを助成するもの。	350万円	総務費	新規
地域の担い手育成のための研修などの支援	地域活性化の要となる地域の担い手を育成するため、市が認めた研修への参加費・旅費、研修会の実施などに係る費用を助成するもの。	150万円	総務費	新規
③地域資源を活用した働く場づくり				
炭層メタンガス(CBM)の開発支援と活用研究	平成28年度に実施した試掘の結果を踏まえ、ガスの資源量調査を行うもの。後年次においては、資源量に見合う規模において、農業(メロン)の付加価値研究への展開を目指す。	2,545万8千円	総務費	—
夕張メロンの安定生産に向けた基盤整備	夕張メロンの生産安定化を図るためのハウス設置などへの助成や、農業労働力の雇用問題解決に向けた実態調査などを実施するもの。	1,676万6千円	農林業費	—
市有林を活用した日本一の薬木産地化	カラマツ伐採後にキハダ、ホオノキなどの薬木を植栽し、一大産地化を目指すもの。	1,524万円	農林業費	新規
④夕張の未来を創るプロジェクト				
小中学校のスキー授業支援	児童・生徒自らが故郷に誇りを持つことができるよう、地域が持つ魅力や資源を活用した学習を推進するため、小中学校のスキー学習に係る費用を補助するもの。	110万2千円	教育費	新規
小中学生の漢検・英検受験助成	進学・就職にあたって有利な検定の受験を助成し、学習意欲と学力の向上を図るもの。	12万円	教育費	—

区分・事業名	事業概要	事業費	科目名	備考
小学校におけるICT活用教育の充実	社会科の副読本や石炭博物館の収蔵資料をデータ化し、郷土教育を推進することで学習意欲の向上を目指すためのICT環境の整備(タブレットパソコンの配置)を行うもの。	200万円	教育費	新規
学習支援・資格取得支援・人的交流などを促進する夕張高校魅力化プロジェクト	夕張中学校の生徒数や夕張高校への進学率の減少を踏まえ、子どもたちの前向きな挑戦に対してサポートを行うために、夕張高校の魅力化に要する経費を支援するもの。	250万円	教育費	—
⑤持続可能なまちづくり				
子育て、文化、交通結節点機能をもった複合施設の整備	将来的な拠点地区と位置付けている清水沢地区に多機能な複合型拠点施設を建設するために、実施設計など行うもの。	5,392万5千円	総務費	—
市営住宅再編事業(Ⅱ期)	老朽化した市営住宅の整備と将来に向けたコンパクトなまちづくりを推進するための住環境整備を行うもの。	5億4,437万9千円	土木費	—
市立診療所などの移転改築	老朽化した市立診療所などを平成34年度供用開始に向けて移転改築するために、基本計画の策定を行うもの。	930万5千円	衛生費	新規
デマンド交通の本格実施	公共交通の再編に伴い、南北軸から離れた地区と拠点施設とを結ぶ手段として、予約型のバスであるデマンド交通の導入をすすめるもの。	177万6千円	民生費	新規

<参考> 将来負担等の状況 ~水道事業会計を除く全会計ベース

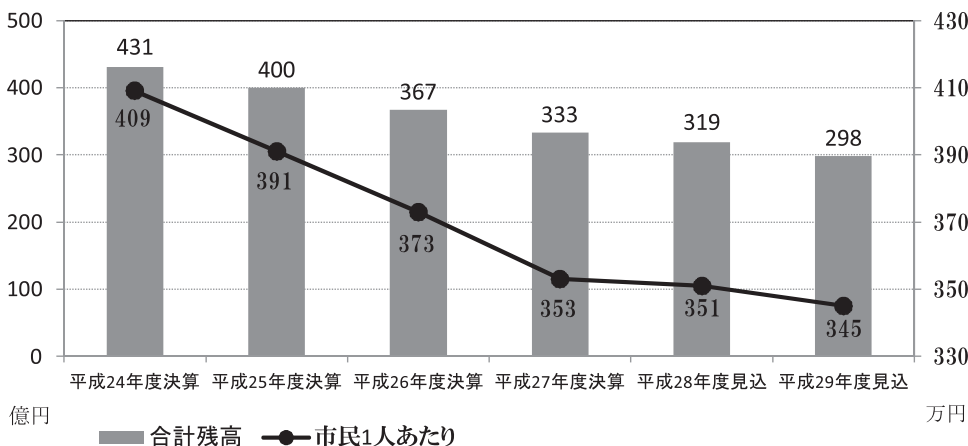
(単位：千円)

区分	実質収支 (会計の赤字黒字)	市債元金残高 (長期借入金)	債務負担残高 (物品等のローン)	基金残高 (貯金)	合計残高
平成24年度決算	622,799	△ 45,358,622	△ 3,078,833	4,699,894	△ 43,114,762
平成25年度決算	736,046	△ 42,670,925	△ 2,624,019	4,580,104	△ 39,978,794
平成26年度決算	697,689	△ 40,490,107	△ 1,480,503	4,604,308	△ 36,668,613
平成27年度決算	880,886	△ 37,956,901	△ 855,063	4,586,766	△ 33,344,312
平成28年度見込	0	△ 36,164,321	△ 275,754	4,534,645	△ 31,905,430
平成29年度見込	0	△ 34,307,224	△ 99,909	4,616,591	△ 29,790,542

○人口データ

(単位：人)

区分	14歳以下	15~64歳	65歳以上	合計
平成24年2月末	692 6.6%	5,151 48.9%	4,695 44.5%	10,538
平成25年2月末	638 6.2%	4,954 48.5%	4,626 45.3%	10,218 ▲ 320
平成26年2月末	603 6.1%	4,683 47.7%	4,544 46.2%	9,830 ▲ 388
平成27年2月末	544 5.8%	4,419 46.7%	4,494 47.5%	9,457 ▲ 373
平成28年2月末	508 5.6%	4,157 45.8%	4,417 48.6%	9,082 ▲ 375
平成29年2月末	474 5.5%	3,852 44.6%	4,315 49.9%	8,641 ▲ 441



人口減少が続く中でも、1人あたりの負担は着実に減りつつあります。(各年2月末人口で除した額)

問合せ先 市財務課財政係
☎52-3122
ybrzai@city.yubari.lg.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険料軽減の見直しについて ～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

● 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減割合が見直しされました

● 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



【平成29年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

● この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減



【平成29年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

市市民課健康保険係
市財務課賦課係

電話 52-3105
電話 52-3120



魅力ある高校づくりへの取り組み

問合せ先 夕張高校 ☎59-7110

第1、2学年スキー授業

今年度から、夕張市の支援で、第1、2学年が、スキー授業を夕張マウンテンスキー場にて再開しました。
日程は、第1学年が2月8日、14日、第2学年は2月9日、15日で各学年2回ずつ行いました。生徒たちの多くは、小学校でのスキー授業以来の体験でした。授業は、天候に恵まれ、怪我もなく、とても楽しそうにコースを滑走していました。

今回のスキー授業は、夕張高校魅力化事業として夕張市より助成を受け、スキー用具一式、スキーウェアなどをレンタルすることで、実現しました。また、夕張市地域おこし協力隊や夕張スキー連盟からインストラクターを派遣いただき、スキーを通して大自然に触れ、夕張市の素晴らしさを肌で感じる貴重な体験になりました。



第7回校内研修会

2月22日に、本校会議室で第7回教職員校内研修会が実施されました。
今研修テーマを「今後の大学入試」とし、株式会社リクルートマーケティングパートナーズ まなび事業本部 グループマネージャーの田中佑幸氏を講師に招き、大学入試改革の動向や、入試改革に伴う授業改善、今後社会で必要とされる能力、人材についてお話をいただきました。

変化の激しい時代を生きる現代の子どもたちには、「学び続ける力」が重要であり、その力をどのように育成するのかが問われているなど、授業改善のヒントをたくさん聞くことができました。

除雪ボランティア (夕張市高校魅力化事業)

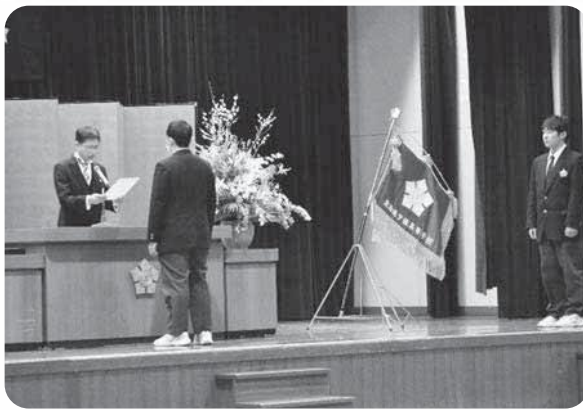
2月25日に、本校1、2年生が生徒会を中心とした有志、教職員、保護者で、南清水沢3丁目町内の独居高齢者宅3軒を除雪しました。

この日は、高校生22名が集まるなど、本校生徒のボランティアに対する意識の高さや、地域へ貢献したいという思いが伝わってきました。

また、除雪と並行して、夕張ファンタスティック映画祭において、南清水沢駅ホームに雪だるまを制作設置しました。今回のチャレンジを機に、今後も高校

祝卒業 3月1日

平成28年度第25回卒業証書授与式が挙行されました。
厳肅な雰囲気の中、33名の卒業生が新たな門出に旅立ちました。新たな環境においても、出合いを大切に各々が素敵な人生を送れるよう、教職員一同お祈りしております。



生が地域のために取り組めることを生徒会で考えていきます。

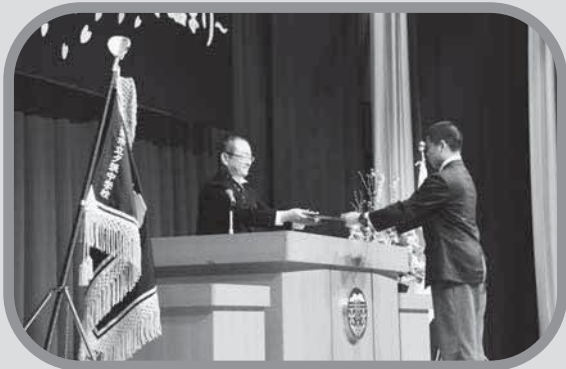


まさガド スケッチ

卒業式・卒園式
卒業式・卒園式が行われました。

夕張中学校 3月15日

今年の卒業生は37名。それぞれの夢に向かって、新たな一歩を踏み出します。



ゆうばり小学校 3月18日

今年の卒業生36名は、現在のゆうばり小学校の最初の入学生です。



ユーパロ幼稚園 3月19日

今年の卒園生は6名。卒園証書を受け取る姿はとても頼もしく見えました。



夕張高校吹奏楽局OB・OG会とスプリングコンサート 3月19日

今回は、現役生、OB・OG会に加えて、市民吹奏楽団も参加し、大いに盛り上がりました。



市税・保険料は 納期内納付を！

滞納を見逃しません！

市税・保険料の徴収率の向上と滞納額の縮減を図ることは、市の財政再建・地域再生の根幹に関わる大変重要なものです。

厳しい経済状況の中でも、大多数の方が納期内にきちんと納めています。滞納はその公平性を欠く行為で、決して許されないことです。

今年度も財産調査や滞納処分の強化など、法令に基づく厳正な処分を実施し、市民負担の公平性を守るとともに歳入の確保に努めていきます。

◆滞納を放置すると

市税・保険料を納期限までに納めなかった場合、20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、「滞納者の財産を差押えなければならぬ」と地方税法で定められています。

◆滞納処分とは

市が法律の規定に基づき、滞納者の財産を差押えることです。市税や保険料を滞納すると、国税徴収法、地方税法により全ての財産に対する調査権限が発生します。財産調査や差押えにあたっては滞納者本人に対する事前の連絡や同意は必要ありません。勤務先、金融機関、取引先なども調査の対象となります。

◆滞納処分の対象となる財産

預貯金、給与、年金、生命保険、国税・道

税などの還付金、不動産、自動車、軽自動車、動産（絵画、電化製品、貴金属など）、売掛金、賃料、出資金など

【滞納処分の流れ】

納税（納入）通知書の発送

納期限

督促状の発送

納付や相談がないと…



財産調査

財産の差押え

◆催告書

督促状が発送されても納付や相談のない場合、「差押予告書」などの催告書を送付し自主的な納付を促すことがあります。催告書は滞納処分の前に必ず送付しなければならぬものではありません。財産調査により財産を見つけた場合には差押えすることに なります。

◆自動車などの差押え

自動車や軽自動車の差押えにはミラーズロックやタイヤロックを使用します。納付のない場合は、引き上げて公売します。

搬出のために要した費用については、滞納者本人の負担となります。

ミラーズロックやタイヤロックを勝手に外したり、破損、汚損したりすると刑法などにより処罰されます。



◆搜索

搜索は、国税徴収法に基づく滞納処分です。滞納者の自宅や事務所などに強制的に立ち入り、現金や換価できそうな動産を探し、その場で差押えます。

滞納者本人の意思に関係なく、裁判所の搜索令状もいりません。

◆公売

引き上げた自動車や軽自動車、滞納者の自宅などを搜索し差押えた財産は公売を行い、売却代金を滞納市税・保険料へ充当します。



市では、ヤフー株式会社提供する官公庁オークションを利用した「インターネット公売」などにより差押えた財産を売却しています。

◆延滞金

納期限までに納付がない場合は、納期限

の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金が課せられます。延滞金の滞納も滞納処分の対象となります。

◆早めの納付相談を！

多重債務などさまざまな事情により納めたくても納められなくなったときは、すぐに相談してください。相談がなければ状況を把握することもできません。どうしたらいいかわからないときも、一人で悩まずにまずはご事情をお聞かせください。

◆くらしとお金の無料相談会

(FP行政書士無料相談会)
市では、家計・生活相談の専門家であるファイナンシャルプランナー(FP)による無料相談会を毎月1回実施しています。くらしとお金に関するさまざまな悩みをお気軽に相談ください。

相談日 毎月第2水曜日

とき 午後1時～午後5時

ところ 清水沢地区公民館

※事前予約の方が優先です。

※高齢者や身体の不自由な方などには訪問相談も実施していますので、問合わせください。

問合せ先 市収納係

☎ 52-3129

平成29年度から軽自動車税の税率が変わります

◆原動機付自転車及び二輪車等

種 別		税 率	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	2,500円	2,000円
	50cc超90cc以下	2,600円	2,000円
	90cc超125cc以下	3,200円	2,400円
	ミニカー	4,900円	3,700円
軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む)	4,800円	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	4,800円	3,600円
小型特殊自動車	農耕用作業用自動車	3,200円	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	9,300円	5,900円
二輪の小型自動車(250cc以上)		8,000円	6,000円

◆三輪と四輪の軽自動車

種 別			税 率 (年額)				③重課税率 (年額)	
			①新税率		②旧税率		改正前	改正後
			改正前	改正後	改正前	改正後		
三輪のもの			5,400円	3,900円	4,600円	3,700円	6,300円	4,600円
四輪のもの	乗用のもの	営業用	9,600円	6,900円	8,200円	6,600円	11,400円	8,200円
		自家用	14,400円	10,800円	10,800円	8,600円	17,200円	12,900円
	貨物用のもの	営業用	5,300円	3,800円	4,500円	3,600円	6,200円	4,500円
		自家用	7,000円	5,000円	6,000円	4,800円	8,400円	6,000円

種 別			④グリーン化特例税率(年額)					
			(ア)75%減税		(イ)50%減税		(ウ)25%減税	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
三輪のもの			1,300円	1,000円	2,700円	2,000円	4,100円	3,000円
四輪のもの	乗用のもの	営業用	2,400円	1,800円	4,800円	3,500円	7,200円	5,200円
		自家用	3,600円	2,700円	7,200円	5,400円	10,800円	8,100円
	貨物用のもの	営業用	1,300円	1,000円	2,600円	1,900円	4,000円	2,900円
		自家用	1,800円	1,300円	3,500円	2,500円	5,300円	3,800円

①新税率が適用される車両

- ・平成27年4月1日以後に新車新規登録された車両

②旧税率が適用される車両

- ・平成27年3月31日以前に取得された車両及び新車新規登録済みで登録から13年未満の車両

③重課税率が適用される車両

- ・平成29年度賦課期日(4月1日)現在で新車新規登録から13年を経過する車両

④平成28年度新規登録車両に係るグリーン化特例税率適用要件

- (ア) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 - (イ) 乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 - (ウ) 乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※燃費基準の達成状況は、軽自動車車検証の備考欄に記載されています

不明な点は問い合わせください 問合せ先 市賦課係 ☎52-3120

軽自動車税の
減免制度について

障害者や障害者と生計を同じくする人が所有する軽自動車などで、障害のある方のために使用する場合は、1人1台に限り軽自動車税の減免対象となります。

すでに自動車税において減免を受けている場合は対象となりません。
減免申請 4月中旬に市から郵送する納税通知書と個人番号カード(通知カード)、運転免許証・車検証・障害者手帳(身体障害療育精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を含む。)の写しを持参。郵送で申請する場合は、申請書に必要事項を記載のうえ、納税通知書、個人番号カード(通知カード)の写しと、持参による申請と同じ書類の写しを添付してください。窓口での代理申請には、委任状(様式任意)が必要になります。
申請書 減免を希望する方は、市ホームページからダウンロードするか、市賦課係、南支所で申請書を受け取り、申請期間中に申請してください。
申請期間 4月17日～4月24日
 ※期限までに申請書の提出がない場合は減免を受けることができません。
申請場所 市賦課係または南支所
 ※平成29年度の軽自動車税の納

付期限は5月1日です。必ず期限内にお支払いください。

問合せ先 市賦課係

☎52-3120

春の全国交通安全運動

4月6～15日

セーフティコールうばり

とき 4月6日 午後1時30分
 ところ 紅葉山武道館横広場

交通事故のない安全なまちを目指すための運動に参加してください。
 ※荒天時は中止します。

子どもと高齢者の交通事故防止

交通事故による死者の半数以上が高齢者です。幼児や児童は通園・通学時に事故に遭うことが多く報告されています。

子どもの飛び出しや高齢者の横断に対応できる、安全な速度で思いやりのある運転をしましょう。

飲酒運転の根絶

わずかなお酒でも、運動能力・判断力を鈍らせる恐れがあります。ちよとだけの軽い気持ちが大な事故につながります。

「乗らせない」、「乗せない」、「飲ませない」を守りましょう。

◆自転車の安全利用を進めましょう。
 ◆後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

問合せ先 交通安全対策本部事務局(南支所)

☎59-6111

合併処理浄化槽の
設置費を補助します

家庭のし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助します。

対象者

◇下水道処理区域以外の地域に専用住宅または店舗等併用住宅を建築し、合併処理浄化槽を設置する方
 ◇汲取り式便所を浄化槽に改造する方

次の場合は対象になりません

◆販売目的で住宅を建築する方
 ◆住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
 ◆市税などを滞納している方

申込み方法 補助金交付申請書を市環境生活係に提出してください。

補助金額(限度額)

5人槽	35万2千円
6～7人槽	44万1千円
8～10人槽	58万8千円
11～20人槽	100万2千円
21～30人槽	154万5千円
31～50人槽	212万9千円
51人槽以上	242万9千円

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

日までの期間、市内全域で野犬掃討を実施しています。

放し飼いにしている犬や鎖から外れてうろついている犬は、野犬として捕獲され、岩見沢保健所由仁支所に抑留(棄殺)されますので、放し飼いをしないでください。

飼い主の皆さんへ

◆飼い犬が逃げ出したり、いつの間にかいなくなり、行方不明になることもあります。見つからない場合は、夕張警察庁舎へ届け出してください。

◆市環境生活係や岩見沢保健所由仁支所に捕獲されていることもありますので、すぐに連絡してください。

◆首輪には必ず犬鑑札や連絡先をつけてください。

◆犬の放し飼いはやめてください。
 ◆散歩中に犬を放すと、人を追いかけたり、人を咬むなどの事故が起きることがありますので、絶対にやめてください。

◆犬のフンで住民に迷惑をかけないように、後始末は飼い主の責任できちんとしてください。

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

夕張市下水道事業
経営戦略の策定

下水道事業について、現状把握・分析、将来予測を行うことによ

り、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的に、平成29年度からの10年間を計画期間とした経営戦略を策定しました。

経営戦略は市ホームページに掲載しています。市上下水道課と南支所にも置いてありますのでご覧ください。

問合せ先 市上下水道課

☎52-3152

消費生活相談

消費生活に関する相談窓口を夕張市社会福祉協議会内に設置しています。

相談は無料ですので、訪問販売や架空請求など困ったときには気軽に相談してください。

電話と面談での相談を行っています。面談の場合は、事前に電話で予約してください。

相談例

◆架空請求 身に覚えのない商品が届いたが、代金を払わなくてはならないのか？

◆クーリングオフ 訪問販売で unnecessaryなものを購入してしまっ た。解約できるのか？

開設時間 平日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
 相談窓口 夕張市消費生活相談窓口(夕張市社会福祉協議会内)

☎56-6001

**住民票・戸籍の請求届出には
本人確認が必要**

住民票、戸籍(謄抄本)などの請求や転出、転居、戸籍の転籍などの異動の届け出をする場合、窓口での本人確認が必要となります。

【本人が窓口に来る場合】

窓口に来る方は、運転免許証・マイナンバー(個人番号)カード、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カードなどの写

真付きの本人確認書類を提示してください。

写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳など最低2つの提示が必要です。

【代理人が窓口に来る場合】

代理人の方については、委任状などの代理権限の確認を行います。併せて代理人の方の本人確認

も必要となります。窓口に来るときは、必要書類を確認のうえお越しくください。

※印鑑登録証明書の申請には、印鑑登録証(カード)を必ずお持ちください。

◆マイナンバー(個人番号)カード
住民基本台帳カードをお持ちの方へ

転出入の異動の場合、カードの継続利用が可能となります。転

入手続きのときに暗証番号を確認のうえ、カードを持参してください。

転居や婚姻などでマイナンバー(個人番号)カード、写真付き住民基本台帳カードの券面記載事項が変更になった場合、転居届や婚姻届などの提出に合わせて、暗証番号を確認のうえ、カードを提出してください。新たな住所や氏名などを追記欄に記載します。

◆引越しなどに伴い通知カードの券面記載事項の変更が必要です
引越しや婚姻などで通知カードの券面記載事項が変更となった場合、転入・転居届や婚姻届などの提出に合わせて、市市民係・南支所へお持ちください。新たな住所や氏名などを追記欄に記載します。

問合せ先 市市民係

☎52-3104

こころの健康相談の実施

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人や家族などに対して、精神科医師による相談を実施し、精神疾患の早期発見、早期治療、精神保健福祉の支援につなげ、解決を図ることを目的に、「こころの健康相談(定例相談)」を実施しています。

ときとところ

◆岩見沢保健所(岩見沢市8条

西5丁目空知総合振興局内)
平成29年

4月20日(木)午後1時～3時

6月15日(木)午後1時～3時

8月28日(月)午後1時～3時

10月19日(木)午後1時～3時

12月21日(木)午後1時～3時

平成30年

2月15日(木)午後2時～4時

◆夕張市保健福祉センター

平成29年

6月8日(水)午後3時～午後4時30分

10月5日(木)午後3時～午後4時30分

内容 精神科医師との面接相談

※予約制(前日の正午まで)、申し込み多数の場合は、別日で調整する場合があります。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています。

(平日の午前9時～午後5時)

申込問合せ先 岩見沢保健所

健康推進課健康支援係

☎0126-20-0122

**電源立地地域対策
交付金を活用しました**

平成28年度電源立地地域対策交付金は、市内小中学校の電気料や水道料、暖房用燃料に活用しました。

問合せ先 市まちづくり企画室

☎52-3141

**介護保険法改正による
「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります**

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるように、地域の特色を生かしながら医療・介護・予防・住まい・生活支援により包括的に支えるような仕組みづくりが必要とされています。介護保険法の改正により、このような総合的な事業として、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されます。今後、地域の特色に応じて、多様なサービス提供ができるよう検討し、まちぐるみで支え合う体制づくりを進めていきます。夕張市では、総合事業への円滑な移行を図るため、要支援認定の方が利用する介護サービスのうち「訪問介護」と「通所介護」について、順次、総合事業へ移行していきます。

◎これまでと同様のサービスを利用できます

4月から順次総合事業に移行しますが、事業の枠組みが変わる以外に、サービス内容に変更はありません。

◎介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみを利用している方

要介護・要支援認定を省略して、基本チェックリストにより、迅速なサービス利用が可能となります。

◎介護予防訪問介護と介護予防通所介護以外の予防給付サービスを利用している方

今まで通り、要介護・要支援認定を受けてのサービス利用となります。

問合せ先 介護保険係 ☎52-3164 包括支援係 ☎52-3107

平成29年4月1日現在

区分	種別	地区	住棟	間取	階情報	戸数
一般梓住宅に 困っている方対象	改良	本町	栄	2LDK	2階(エ)	1
	改良	本町	栄	3LDK	6階(エ)	1
	改良	末広	恵3	2DK	1階(エ)	1
	改良	末広	恵4	2LDK	3階(エ)	1
	改良	末広	翔1	3LDK	3階	1
	改良	末広	翔8	2LDK	1階	1
	改良	鹿の谷	曙	2LDK	5階(エ)	1
	公営	常盤	誉	3LDK	3階	1
	改良	平和	和2	2DK	1階	1
	公営	平和	夢3	3LDK	1階	1
	公営	南清3	2K51-3	3DK	1階	1
	公営	南清4	H48-1	2DK	1階	1
	公営	南清4	H48-2	2DK	1階	1
	公営	紅葉山	63紅葉	3LDK	3階・4階	2
みなし特定公共賃貸住宅 中堅所得者対象	公営	平和	K61-2	2LDK	4階	1
	公営	平和	夢3	3LDK	4階	1

※(エ)はエレベーター付きの住棟です。

市営住宅の
入居者随時募集

市では現在、緊急に入居する必要がある住宅困窮者に対応するため、過去に申し込み受け付けを行なった住宅のうち、入居者が決まらなかった住宅について、随時募集を受け付けています。

◆入居資格

政令で定める収入の基準を満たす方、地方税を滞納していない方、住宅に困っている方など。また、既に市道営住宅に入居している方で、風呂がない方や世帯構成が増減した方など特別な事情があり、住替えの条件を満たす方。

◆申込方法

本人が市役所3階建築住宅係に、関係書類(申込用紙、印鑑、入居者全員分の収入が分かるものなど)をお持ちください。
なお、随時募集住宅は、先着順での受付となりますので、申し込み状況により変動があります。
問合せ先 市建築住宅係
☎52-3119

南部・清水沢間・デマンド
交通の運行時刻変更の
お知らせ

4月1日より夕鉄バスの運行時刻改正に伴い、南部・清水沢間で運行しているデマンド交通の運行時刻を変更いたします。
運行時刻
◆南清水沢駅前発南部行(1日2便)
午前9時30分発
午後3時発
◆南部発南清水沢前行(1日1便)
午後2時

利用の仕方
①初回時に事前に利用登録をします。
※すでに登録済みの方は再度登録はいりません。
②利用する便の1時間前までに電話で予約します。ただし、午前9時30分前は前日の午後5時までの予約が必要です。
③予約した場所でデマンド交通の

車を待ちます。

④降車するときに運転手に利用料金を支払います。
利用料金 バスに乗った場合と同じです。※バスの回数券はデマンドでは利用できません。

利用者登録予約先 丸北ハイヤー
☎59-7500
(午前8時30分〜午後5時)

申込問合せ先 市まちづくり企画室
☎52-3141

平成29年度
「幸福の黄色いハンカチ基金」
助成事業の募集について

平成29年度「幸福の黄色いハンカチ基金」助成事業の募集については、4月中旬頃に市ホームページで公開し、4月28日まで申請を受け付けます。申請を検討している方は、事前に問い合わせください。
問合せ先 市まちづくり企画係
(佐近) ☎52-3141

夕張市地域人材(活動人口)
育成事業助成について

今後のまちづくりの戦略である「夕張市地方版総合戦略」を推進する地域人材を育成することを目的に、「研修への参加」または「研修会の開催」への助成を行います。詳細は市ホームページで4月中旬頃に公開し、随時申請を受け付けます。申請を検討している方は、事前に問い合わせください。

問合せ先 市まちづくり企画係
(佐近) ☎52-3141

楓パーキングエリア
トイレの利用について

国道274号線沿いの楓パーキングエリアトイレは、老朽化のため4月1日より、利用できません。今後は、『道の駅夕張メロッド』トイレをご利用下さい。

問合せ先 市環境生活係
☎52-3108

人権擁護委員の委嘱

5人の人権擁護委員の内、3人が3月末に任期満了となりましたが、再任となり法務大臣から委嘱されました。
人権擁護委員は、地域の相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

人権擁護委員の紹介

- 矢野雅昭 (常盤) ☎52-3858
 - 平村美千子 (南清水沢) ☎59-3342
 - 佐藤裕子 (本町) ☎52-3191
 - 中井法史 (紅葉山) ☎58-2151
 - 清野敦子 (南清水沢) ☎59-6200
- 問合せ先 市市民係
☎52-3104

定期接種のお知らせ

◆高齢者肺炎球菌ワクチン

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について、平成29年度は次のとおり実施します。

◆対象者

過去に1度も高齢者肺炎球菌(23価肺炎球菌)ワクチン接種を受けたことがなく、次の(1)のまたは(2)に該当する市民の方

※(1)の方には個別に通知をします。

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
70歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
75歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
80歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
85歳となる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
90歳となる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
95歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
100歳となる方	大正6年4月2日生～大正7年4月1日生

(2) 接種日において60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓または呼吸器の機能が自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方とヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な

程度の障がい有する方。(身体障害者手帳1級程度)

実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

実施医療機関 ①中條医院 ②南清水沢診療所 ③薬詔医院

④夕張市立診療所

接種費用 実施医療機関に確認してください。

助成額 接種費用の半額。

※上限は3,000円(生活保護受給者の方は接種費用を全額助成)

自己負担額

・接種費用が6,000円以下の場合半額

・接種費用が6,000円を超える場合にあっては、その費用から3,000円を引いた額

・生活保護受給者の方は自己負担なし

接種回数 1回

その他

・必ず過去の接種歴を確認してください。

・接種する前に実施医療機関に健康保険証を提示してください。

・生活保護受給者の方は生活保護受給証明書を実施医療機関に提出してください。

・対象者の(2)に該当する方は、身体障害者手帳を実施医療機関に提示してください。

市外の病院(施設)に入院(入所)している方が接種する場合は申請が必要となりますので、事前に問合せください。

◆日本脳炎ワクチン

北海道では平成27年度まで、北海道内全域を「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」に指定していましたが、住民が道外や海外に行き来する機会が増えていることなどから、平成28年4月より日本脳炎の定期予防接種を実施することとなりました。

そのため夕張市においても、平成28年4月より次のとおり日本脳炎の予防接種を実施しています。

・定期予防接種の対象者

(1)平成22年4月2日以降に生まれた方※7歳6ヶ月から9歳未満の間は対象外です。

(2)平成19年4月2日から平成22年4月1日に生まれた方(特例制度) ※7歳6ヶ月から9歳未満の間は対象外です。

(3)平成19年4月1日以前に生まれた方(特例制度) ※20歳を過ぎると対象外です。

接種回数 第1期に3回第2期に1回(合計4回) ※年齢により接種間隔が異なることがあります。

道では、定期予防接種対象者全てを勧奨対象とすると膨大な数となるため、接種を優先すべき対象者についての考え方を示しています。

夕張市では道の考えを基本とし、平成29年度は次の方に接種開始の勧奨を行いません。

(1)平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれの方

(2)平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの方

(3)平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの方

(4)平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの方

(5)平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方

(6)昨年度第1期の初期を終了し、追加接種を受ける方。または、昨年度勧奨対象で、何らかの理由で接種できなかった定期予防接種対象の方 ※7歳6ヶ月から9歳未満の間、20歳以上は対象外です。

(7)道外からの転入などですでに第1期の接種が完了し、第2期の接種を受ける9歳の方

※上記の勧奨対象者の接種を優先しますが、上記以外の定期予防接種対象者で、道外や海外に行かれる方や兄弟に勧奨者がいる方などで平成29年度中に接種を希望する場合は、市保健係にご連絡ください。

ださい。

実施医療機関 ①中條医院 ②南清水沢診療所(要予約) ③薬詔医院

④夕張市立診療所(要予約) 接種費用 無料

その他 勧奨対象者(1)～(5)の方には4月中に個別通知をする予定です。

※勧奨対象者の(7)に該当する方は接種間隔や接種日程などの詳細は通知文をご覧いただくか、お問合せください。

問合せ先 市保健係

☎52-3106

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬのに、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。必要な確定申告をしなかった場合は、税務署長が所得金額や税額を決定します。

税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などは、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、注意してください。

問合せ先 岩見沢税務署

☎0126-22-0810 (音声案内2)

教育委員会からの
お知らせ

◆石炭博物館の営業について

平成29年度は、見学できる箇所が模擬坑道に限られます。本館は改修工事のため見学できません。

開館期間 4月29日～11月5日

休館日 月曜日、火曜日 ※月曜日が祝日または振替休日の場合は、月曜日は営業し、水曜日が休館日となります。

ただし5月1日、2日は閉館します。

開館時間 午前9時30分～午後5時(最終入館 午後4時30分)

入館料(市民料金) 中学生以上100円 ※小学生以下、60歳以上、障がいをお持ちの方は無料

◆実践英会話教室受講生募集

市民を対象とした初級から中級レベルの内容となります。毎月1回目の教室は初心者向けの文法などの内容になります。受講料無料

期間 5月11日～9月28日の木曜日 ※全17回

とき 午後6時15分～7時15分

ところ 清水沢地区公民館

講師 ローレン・バンドロン(外国語指導助手)

定員 15名

申込期間 4月10日～4月28日

問合せ先 市教育係

☎52-3166

平成29年春の
ヒグマ注意特別期間

北海道ではヒグマに対する注意を喚起するため、平成29年春のヒグマ注意特別期間(4月1日から5月31日まで)が設定されました。

○事前にヒグマの出没情報を確認しましょう。

○単独行動を避け、複数で行動しましょう。

○鈴など音の出るものを鳴らしましょう。

○クマの足跡やフンを見つけたら引き返しましょう。

○食べ物やゴミは必ず持ち帰りましょう。

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

前期技能検定
受検者募集

受付期間 4月3日～14日

受検資格 1級、単等級、2級、3級

実施職種 造園、とび、建築板金、建築塗装、左官など

問合せ先 空知地方技能訓練協会

☎0125-24-1880

◆◆市ホームページをリニューアルしました!◆◆

年齢や国籍、障がいの有無を問わず、誰にでも利用しやすく、目的の情報が探しやすいように、デザインの変更やページ構成の整理を行いました。新しいホームページは、3月31日(金)より公開されています。

「関わり人口の増加」がリニューアルの目的の一つであるため、少しでも夕張市に興味を持っていただける利用が増えるように情報発信を行っていきます。

● リニューアルのポイント ●

◆夕張市の想い・魅力を伝えるデザインへ

- “夢を主語に、挑戦するまちに変わる”という決意を込めた「夕張市まちづくりコンセプト映像」が再生されるトップページを設けました。「くらしの情報」「観光情報」「ふるさと納税」の入口を設け、目的の情報を探しやすいようにしています。
- 「くらしの情報」「観光情報」には、夕張市の魅力やイベント情報などを、夕張市らしい画像でPRするエリアを設けました。



◆スマートフォンに対応

- スマートフォンでアクセスした場合は、スマートフォンに最適化されたページで表示されます。

◆すべての利用者に優しいホームページ

- 音声読み上げに対応できるようコンテンツの表示を見直しました。
- 文字や画像の色および表示サイズの変更、音声よみあげ、外国語変換が可能になりました。



※トップページ以外のアドレスは変更となりますので、内部ページをお気に入り(ブックマーク)に登録している方は、設定の変更をお願いします。

市ホームページアドレス

*パソコン、タブレット、スマートフォンから <http://www.city.yubari.lg.jp>

*携帯電話から <http://www.city.yubari.lg.jp/mobile>

問合せ先 市情報管理係 ☎52-3140



こどものへや



森 颯夢 ちゃん
はるむ ちゅん

平成25年7月3日生まれ

夕張市清水沢
父・猛さん 母・知佳さん

このコーナーに掲載する乳幼児(小学校入学まで)の写真をお待ちしています。

●送り先 市総務係 ☎52-3170

土地価格・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿による縦覧を行っています。

縦覧期限 5月31日(土・日・祝日は除く)

縦覧時間 午前8時45分～午後5時30分

縦覧場所 市賦課係(市役所2階5番窓口)

縦覧できる人 土地・家屋の固定資産税納税者、またはその代理人
縦覧に必要なもの 本人確認ができるもの(運転免許証など)

※代理人による縦覧の場合は、納税者からの委任状。
問合せ先 市賦課係
☎52-3120

春の火災予防運動

消防署と消防団では、4月20日から30日まで、『消しましょうその火その時 その場所』を統一標語に、各地域で火災予防の啓発活動を行います。

春は空気が乾燥し強い季節風により、火災の発生が起りやすい気象状況です。
火災原因の第1位は「たばこ」です。灰皿に水を入れるなど、後

始末に注意し、屋外では指定されている場所で喫煙しましょう。また「寝たばこ」は絶対にやめ、ガスコロのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

火災予防運動期間中、一部の般住宅を対象に住宅用火災警報器の設置状況を調査しますので、訪問の際にはご協力をお願いいたします。

問合せ先 市消防本部
☎53-4121

「電波のルール」を守りましょう!

アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うための無線です。工事・除排雪・有害鳥獣駆除などの仕事に関する通信にアマチュア無線は使えません。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は問合せください。

問合せ先 北海道総合通信局
☎011-737-0099
(受付時間 午前8時30分～正午、午後1時30分～午後5時※土・日・祝日を除く)
メール soudan-hokkaido@soumu.go.jp

連休期間中のごみの収集

連休期間中のごみ収集は次のとおりとなります。ご協力をお願いします。

月日	一般ごみ	資源ごみ	埋立処分地
5月1日(月)	月曜日の地区	収集します	受け入れします
5月2日(火)	火曜日と水曜日の地区		受け入れします
5月3日(水)	休みます	収集します	休みます
5月4日(木)	休みます	収集します	休みます
5月5日(金)	休みます	収集します	休みます

問合せ先 市環境生活係
☎52-3108

融雪期の災害にご注意を

◆土砂災害

雪解けにより大量の水分が土中に染み込み、地盤が緩んだ状態になっています。特に山間部や急傾斜地では注意が必要です。

◆河川などの増水

融雪による河川の急激な水位上昇の可能性があります。河川、池用排水路の周辺では注意が必要です。

◆屋根からの落雪

気温の上昇により、屋根などの高い場所に降り積もった雪が解け落下してくる危険があります。軒下などは避けて歩くようにしてください。

◆気象情報に注意

外出する際には、事前に気象情報などを確認しましょう。

問合せ先 市消防本部
☎53-4121

平成29年3月1日 現在

人口 8,641人(-17人)
男 4,029人(-10人)
女 4,612人(-7人)

世帯数 4,999世帯(-1世帯)
()は前月比

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が含まれています。

次号、広報ゆつばり5月号は、5月1日に配布します。